保存版

安曇野市社会福祉協議会

第2期 地域福祉活動計画

つなぐ、つながる、つなぎあう市民参加の安心プラン

地域福祉 ＝ 住民が抱える「一つひとつ」の「生活課題」を解決すること！

個々のしあわせ、地域のしあわせ
みんなでつくる福祉のまち安曇野

第２期地域福祉活動計画の発行にあたって

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会
会　長　　松　嶋　隆　徳

厳しい社会情勢が続き社会生活にも様々な変化をもたらしてきました。地域住民一人ひとりのつながり、家族の絆の崩壊が言われて久しい。一人ひとりの考え方、価値観の違いもあり、隣近所同士が悩みや、困りごとなど互いに話し合うことなどは見られなくなってきている。今ほど安心して住みよい地域づくりが求められている時はありません。

２月の二度にわたり降り積もった雪は、私どもが今までに経験したことのない大雪でした。日常生活への影響は多大で広範囲に及びました。とりわけ農業を営む人々は大きな被害を受けました。地区内の除雪には住民による共助、特に隣近所の助けあいの必要性を実感したことでした。この事態が今後の地区内の助けあいの見直しとその体制づくりの推進になるのではないでしょうか。

今なお少子高齢化が一層進行する中、超高齢化社会が間違いなく到来します。このことは、私どもがいまだに経験したことのない高齢化の社会となります。こうした社会情勢により多くの様々な問題や課題がでてきます。

地域の人と人との交流の希薄化の進行が、地域内での孤立・孤独化の問題を生んでいます。このような状況の中、ひとり暮らし高齢者が増加しており、より安心な暮らしには隣近所での互いの見守りによる気配りが大切になります。さらに高齢者などを狙った悪徳商法、特殊詐欺による被害が後を絶ちません。また、支援を必要としている要援護者、子育て家庭などへは法的な支援に加え、より身近での住民の見守りが大切となりましょう。

こうした社会情勢の中、地域には様々な困りごとや悩みごとなど新たな生活課題がでてまいります。地域福祉の推進と実現には、市策定の「地域福祉計画」と協働して当会が策定した「第２期地域福祉活動計画」をガイドブックとして活用し、市内８４ヶ所に設置されている地区社協が住民・区組織・各団体などと協働して地区内の生活課題解決へ取り組むことが大切ではないでしょうか。各地区社協ではそれぞれの地区の状況に応じて地域づくり・福祉の推進をしております。これからも「安全・安心な住みよい地域づくり」のために、住民自らが生活課題を認識し主体的に取り組んでいくことが望まれます。

「個々のしあわせ、地域のしあわせ、みんなでつくる福祉のまち安曇野」を目指して、当会、団体、地域、行政等が協働して地域福祉を推進することを強く願っています。

本計画に関わっていただきました策定委員の皆様、各関係機関の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成 26 年（2014 年）５月

あいさつ

安曇野市長　宮 澤 宗 弘

東日本大震災から３年が経過しましたが、被災された方々が元の生活を取り戻すまでには、まだ長い時間が必要な状況です。この災害からの復興の過程で、私たちは改めて人と人とのつながりの大切さを教えられ、非常時には、地域での支え合いがいかに重要であるかを学びました。

一方、少子高齢化の進行による生産人口の減少に伴う社会保障費の増加が進み、併せて雇用環境の悪化、そして孤独化の進行など、福祉を取り巻く環境は複雑さを増す中、地域のつながりの希薄化が危惧されています。

このような中で当市においては、昨年３月に「第２期安曇野市地域福祉計画」を策定し、これからの地域福祉の理念を「健康と生きがいを育み　一人ひとりが輝く　地域協働のまち　安曇野」と定めました。この計画は、主役である地域の皆様が中心となって、地域のさまざまな団体、組織、企業、福祉事業者などが連携し、すべての方が暮らしやすいシステムづくりに向け、行政や社会福祉協議会がバックアップする仕組みを構築していくことが柱として掲げられています。

今回、安曇野市社会福祉協議会が策定した「第２期安曇野市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、各地区社協を中心とした、サロンなどの地域活動に重点をおいた計画になっております。これはまさに、地域の皆様が地域福祉を推進していく上での手引書であり、市の地域福祉計画と車の両輪のように連携して運用されていくものであります。

当市としましても、重点施策である「健康長寿のまちづくり」を推進するため、今後も連携して諸施策を進めて参りますので、市民の皆様の一層のご理解、ご支援をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました委員の皆様をはじめ、ご尽力を賜りましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成 26 年（2014 年）５月

第２期地域福祉活動計画策定に寄せて

安曇野市社協第２期地域福祉活動計画本所策定委員会
委員長　宮園幸男

安曇野市社会福祉協議会では、第２期地域福祉活動計画を策定しました。

この計画は第１期地域福祉活動計画の期間（平成23年度から25年度）の終了に伴い、引き続き地域住民のしあわせな暮らしを見据え、支え合い、安全で安心して住みよい地域づくりを更に行っていくための平成26年度から29年度までの４ヶ年の活動計画です。

第１期計画では、地域住民が抱えている生活課題の解決に向けて、地区・支部社協、住民自治組織、地域団体、福祉事業を展開する団体、行政の皆さん等のご理解とご協力を得て取り組んできました。

特に、重点計画の中でも、「安曇野市社協福祉員」の市内全域での組織化を目指し、区長さんを通じて各地域での「さりげない見守り」「声かけ」を各隣組長さんにお願いし、福祉員のプレートとともにつなぎ役の意識を理解いただいてきたところであります。

また、住民参加型有償在宅福祉サービス「しあわせ・あづみん」は、平成25年度には市内全域で120人を超える支援会員の皆様に登録をいただいたことによりサービス提供の体制が整い、今後も生活課題を同じ地域に暮らす住民どうしの支え合いのかたちで解決していければと期待しております。

その他、地域の拠点として安曇野市社協各支所を位置づけ総合相談体制の構築、更に、学校と連携して将来の安曇野市の地域福祉を担っていただく児童生徒の皆さんと福祉学習を通じて学び、また、地域のサロンや寄り合いの場を通じて「大人の学び」として介護や認知症に関わることの講座、災害時住民支え合いマップの作成など、積極的に学習を行っていただいております。

今後更に進む社会情勢の変化とともに少子高齢の社会での課題は益々深刻化することが必至であります。こうした変化に対して、第２期地域福祉活動計画では、将来への不安、日常生活における困りごと等をどう解決したら良いのか、進行見守り委員からの助言を得て、各地域での実行性、新たな課題と地域の生活課題を一緒に解決できる環境、地区社協の役割やあり方が検討され「地区社協活動の推進」「ふれあい・いきいきサロン活動の推進」を重点計画に加えました。

安曇野市の「健康と生きがいを育み一人ひとりが輝く地域協働のまち安曇野」の理念と社協の活動計画の理念である「個々のしあわせ、地域のしあわせ、みんなでつくる福祉のまち安曇野」が地域住民の皆さんのご理解と参加を得て、行政・地域と社協とが連携して、より地域の絆を深め、この安曇野の地域福祉を推進していきましょう。

最後に、第２期地域福祉活動計画の策定に際し、策定委員の皆様をはじめ各関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成26年（2014年）５月

もくじ

第１章　地域福祉活動計画策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは …… 7
2. 第２期地域福祉活動計画の策定にあたって …… 8
3. 地域福祉活動計画の期間 …… 9
4. 社会福祉協議会の役割 …… 10
5. 安曇野市社協が考える「地域福祉」とは …… 12
6. 地域福祉活動計画の推進体制 …… 13
7. 地域福祉活動計画の進行の見守り …… 14

第２章　地域福祉活動計画における重点計画

1. 重点計画の設定 …… 17
2. 重点計画の内容
   - ① 総合相談支援体制 …… 19
   - ② 安曇野市社協各支所（福祉センター）を地域の拠点として … 20
   - ③ 住民参加型有償在宅福祉サービスでの支えあい …… 21
   - ④ 安曇野市社協福祉員による自然で緩やかな地域のつながり … 22
   - ⑤ 地域福祉の主体を育む福祉学習 …… 23
   - ⑥ 地域の生活課題を一緒に解決する場である地区社協 …… 24
   - ⑦「いつでも」「だれでも」「どこでも」ふれあい・いきいきサロン … 25

もくじ

第３章　地域福祉を推進するための各地域での取り組み
～市内５地域の地域福祉活動計画～

1. 地域福祉活動計画の体系 …… 27
   - ■ 豊科地域 …… 28
   - ■ 穂高地域 …… 42
   - ■ 三郷地域 …… 56
   - ■ 堀金地域 …… 72
   - ■ 明科地域 …… 84
2. 安曇野市社協の地域福祉事業 …… 100

【資料編】

1. 安曇野市社協および安曇野市行政による主な福祉サービス …… 103

第１章

地域福祉活動計画策定にあたって

1．地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、安曇野市に暮らす人たち、地区・支部社協、住民自治組織、地域団体、福祉事業を展開する団体、行政、社協が地域福祉推進に主体的にかかわるための**具体的な活動計画**です。

それは、協働しお互いの役割を確認しながら、**支え合い、安全で安心して住みよい地域づくりを行っていくために何をすれば良いのかを示した「ガイドブック」**と言うことができます。

安曇野市では、**行政計画である「第２期地域福祉計画」**が平成 25 年３月に策定されました。そこには安曇野市社協が策定する「地域福祉活動計画」と「連携・協働」することがうたわれており、安曇野市における地域福祉のあり方や方向性が示されています。

安曇野市社協では地域住民の代表である策定委員の皆さんとともに、安曇野市が考える地域福祉のあり方や方向性を見据え、自分たちがどのように具体的に地域福祉活動を進めていけば良いかを、この「ガイドブック」である第２期地域福祉活動計画に示すこととしました。

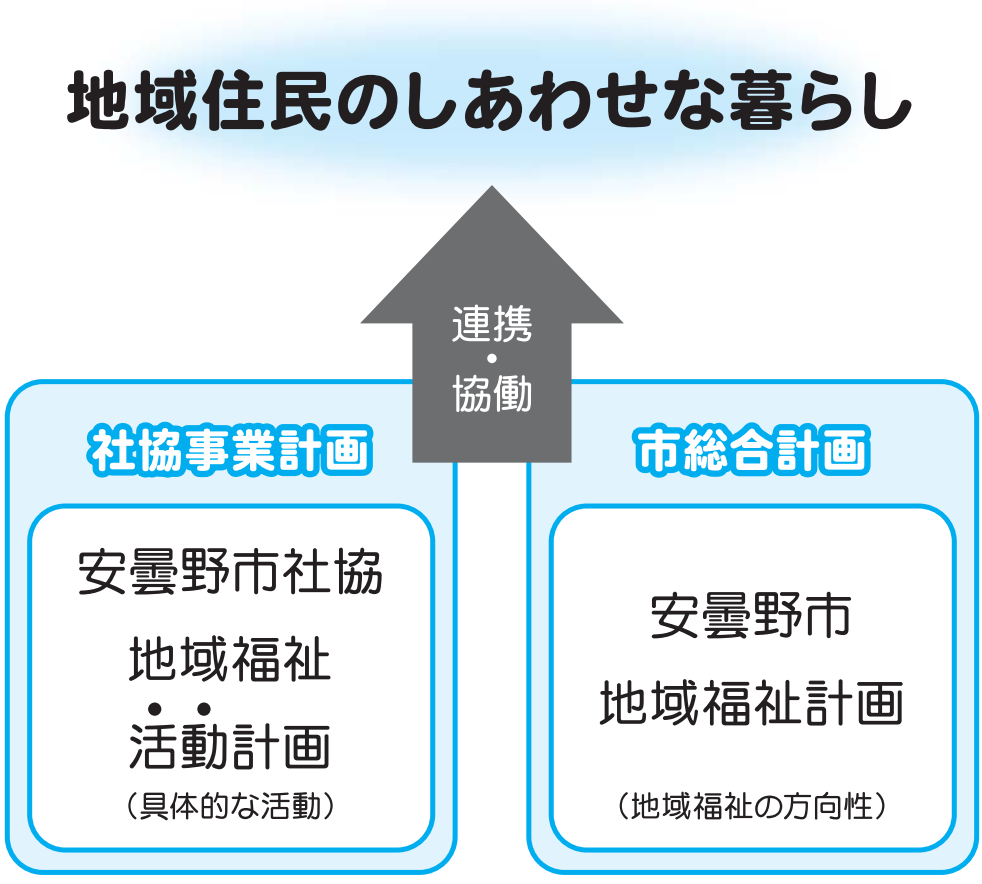

2．第２期地域福祉活動計画の策定にあたって

安曇野市社協では、平成 23 年度に最初の「地域福祉活動計画」を策定しました。

平成 23 年度から 3 年間、地域福祉活動計画に基づき地域福祉を推進してきました。それに併せて「安曇野市社協地域福祉活動計画進行見守り委員会」（以下、見守り委員会）を立ち上げ計画の進捗等を見守ってきました。

この見守りの中でわかったことは、まずは地域住民の皆さんにこの地域福祉活動計画を知っていただくことが大事であり、その説明にじっくりと時間をかけることが必要だということでした。

このことから、地域福祉活動計画が平成 23 年度にできあがってからは、見守り委員会からの助言や協力を得て、各地域の地域福祉活動計画の説明会を積極的に開催してきました。

各地域の実際の活動においては、全市で取り組む重点計画から手をつけ、順次地域ごとに推進する活動へと移行しながら取り組んできました。

このような事情から、今回の第２期地域福祉活動計画では、最初に策定した計画を大きく見直すのではなく、「補完すること」を第一の目的に策定しました。

3．地域福祉活動計画の期間

第 2 期地域福祉活動計画は平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間とします。この間にもわかっているだけで介護保険法をはじめとする福祉に関係する法律や制度の改正がありますし、それに伴って社会情勢の変化があったりするかもしれません。

こうした変化に対応するために、新たな生活課題が発生しているかを見守り委員会と連携しながら、安曇野市社協においてもその状況を把握し、更に次の地域福祉活動計画につなげていくようにします。

	計画策定の年度	計画の活動期間
第 1 期	平成 21 ～ 22 年度	平成 23 年 9 月～平成 26 年 3 月（3 年間）
第 2 期	平成 25 年度	平成 26 年 4 月～平成 30 年 3 月（4 年間）
第 3 期	平成 29 年度	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月（5 年間）

行政が策定した「地域福祉計画」の期間は・・・

	計画策定の年度	計画の期間
第 1 期	平成 18 ～ 19 年度	平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月（5 年間）
第 2 期	平成 23 ～ 24 年度	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月（5 年間）
第 3 期	平成 29 年度	平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月（5 年間）

4．社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は法律※1によって「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられています。全国の市町村に必ず一つは設置されており公共性の極めて高い団体として、地域福祉推進の中核的役割を果たしています。

安曇野市社協では地域福祉の推進にあたり、本所と旧町村単位に設置された5つの支所を拠点に「支えあい誰もが安心して暮らせる福祉のまち　安曇野」を基本理念として、地域福祉推進の母体となる「地区社協・支部社協の組織強化と地域活動の支援」や、また「ボランティア・市民活動の支援」に地域住民の皆さんと共に取り組んでいます。

併せて、こうした地区社協・支部社協やボランティアの活動が少しでも取り組みやすくなるように、安曇野市社協は行政と連携・協力し、関係する施設・機関等との連絡、調整の役割を果たしながら、側面的に支援していきます。

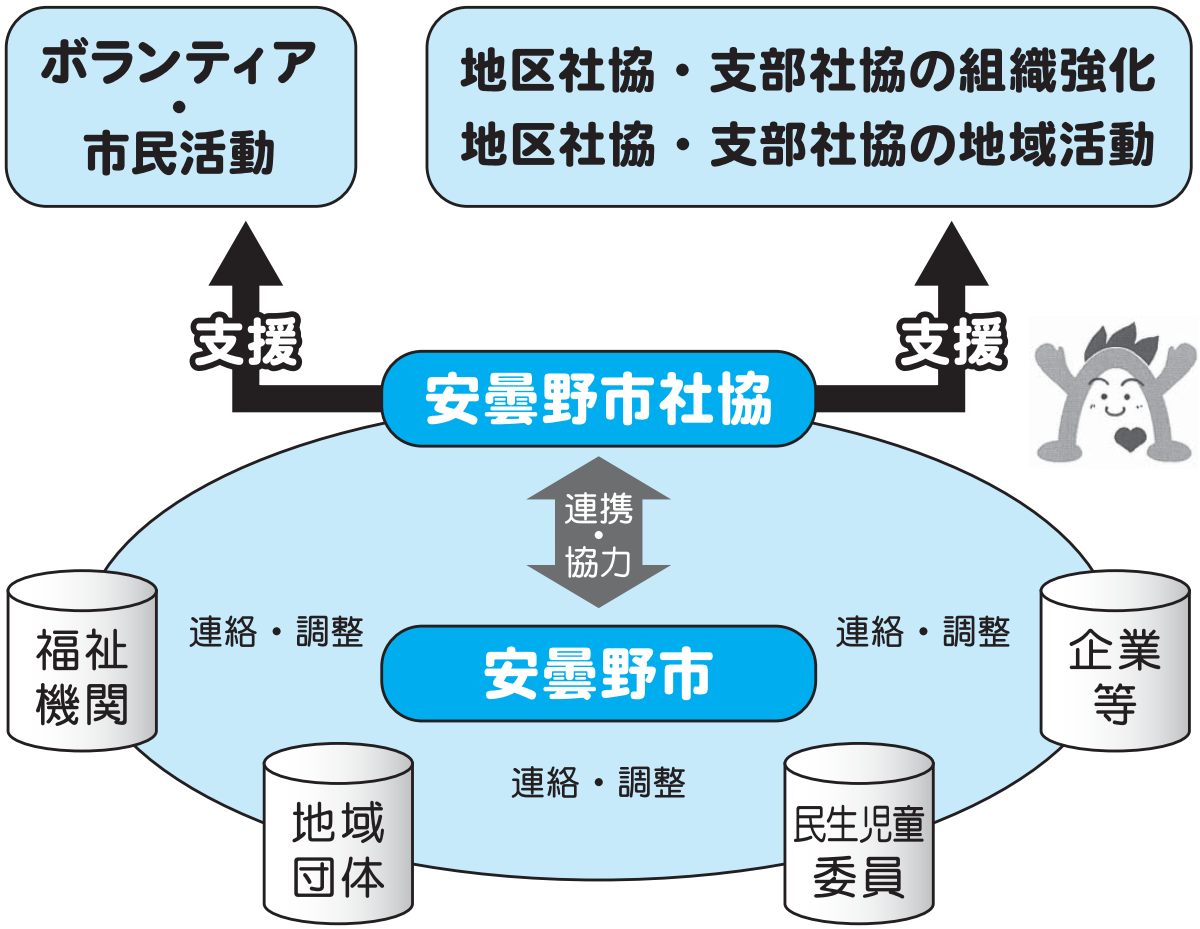

※1　社会福祉法第109条
「市町村社会福祉協議会は～（中略）～地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって～（以下略）～」

■地区社協・支部社協とは

・地区社協

小地域における支え合いの福祉活動を推進する、住民による組織です。市内84地区に一つずつ組織されており、区の役員、公民館役員、ＰＴＡ役員、民生児童委員、地区のボランティア、老人クラブ等の福祉団体の役員等の方々が、この地区社協の役員を担っております。「支え合い」の地域作りを目指した各種事業を計画・実施するほか、身近な場所での困りごとを地域の生活課題と捉え、その解決に向けた取り組みを支部社協や安曇野市社協の支所と連携をとりながら進めます。

・支部社協

市内５地域（旧５町村）を単位に組織されている、住民による組織です。各地区社協会長、民生児童委員協議会会長や各福祉関係団体の代表者、公民館長等の方々がこの支部社協の役員を担っております。地区社協活動をとりまとめると共に、広域で考えるべき生活課題や福祉課題の解決に向けた取り組みを、安曇野市社協の支所と両輪となって推進します。

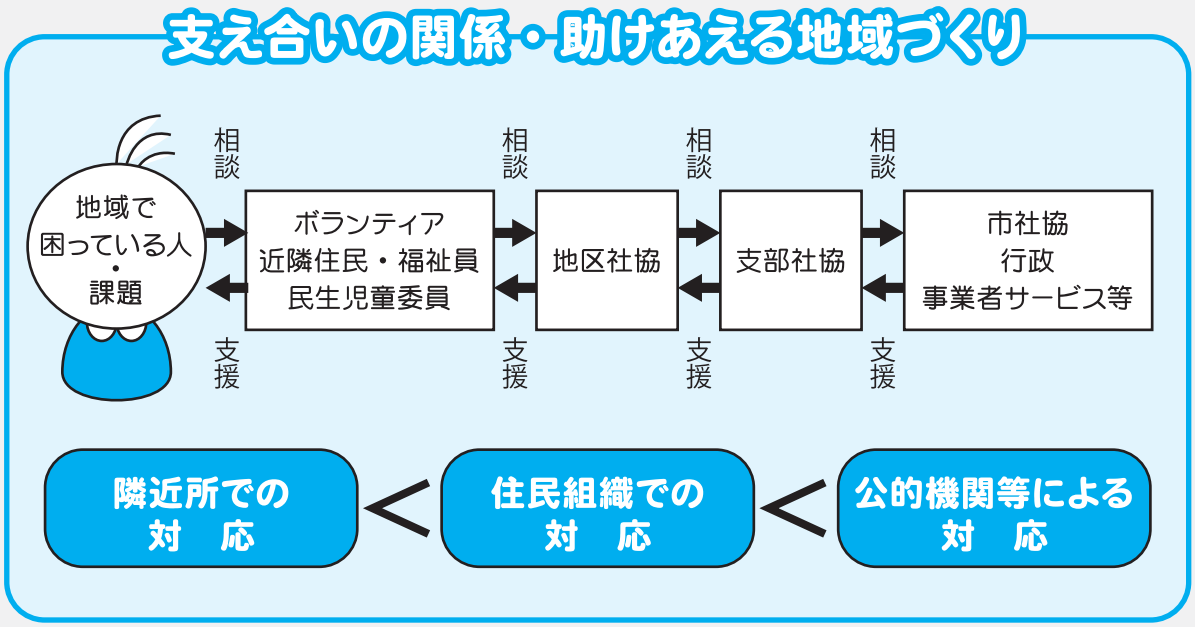

5．安曇野市社協が考える「地域福祉」とは

そもそも福祉とはなんでしょう？

そこには ふだんの くらしの しあわせ という言葉が隠されています。

それは決して高齢者や障がい者のためのものではなく、自分自身を含めた、すべての人のことを言っています。

人間は自分一人では生きられません。他者との関わりの中で生きているのです。

＊普段の暮らしの中でおこる「困りごと」や「悩みごと」を一緒に考えて、解決してくれる人がまわりにいますか？

＊地域で暮らす中で、「思いやり」や「助け合い」の「心」を感じることができていますか？

＊自分が生活している場所（地域・学校・家庭・職場）で、自分の「居場所」や「役割」を実感することができますか？

住民の皆さんが、普段から幸せに暮らすためには皆さんの周辺にある身近な問題を一緒に考え、解決できる知恵や力を持ち寄り、行動していくことが大切です。

そこで、安曇野市社協では、「地域福祉」を【住民が抱える『一つひとつ』の『生活課題』を解決すること】と定義しました。

行政計画である「地域福祉計画」に書かれている「地域福祉」とは…
「年齢や性別、障害の有無などの枠を越え、暮らしの中で生じる困りごとや地域における困りごと（地域課題）を解決し、生活を豊かにする取り組みです」
であると示しています。

安曇野市社協も行政も「地域福祉」について、表現は違いますが、考え方は同じなのですね。

6. 地域福祉活動計画の推進体制

地域福祉活動計画を策定するにあたり、最も気をつけたことはやはり「地域福祉活動計画を策定しても、作って終わりになることは絶対に避けなければならない」ということ、併せて地域福祉活動計画の推進に当たっては、「あくまでも住民等が主体となって行うことができるようにすること」でした。

そういった意味で、今回の地域福祉活動計画で特徴的なことは、市内５地域において策定した具体的な実行計画において、その計画を「誰が（実施主体）」、「いつまでに（実践期間）」実行するかを地域住民の代表である策定委員の間でしっかりと決めておいた点にあります。

そうすることで、「計画を立てたまま実行されない」などということはなくなり、策定した地域福祉活動計画を「実施主体」が中心となり、定められた「実践期間」のうちに実行するという推進体制が策定の段階から自然と構築されることになりました。

地域住民の皆さんの知恵が集まって出来上がった地域福祉活動計画を「絵に描いた餅」にしないために、この計画を実践していきます。

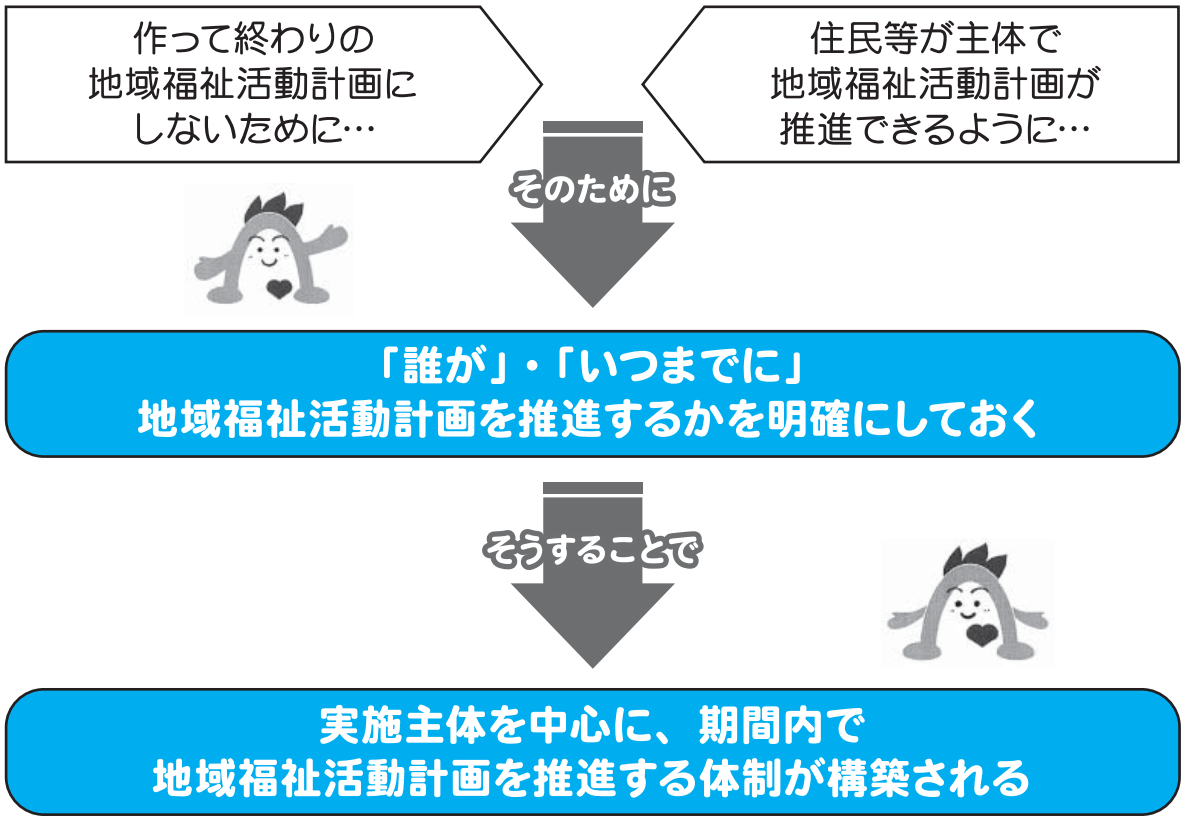

7．地域福祉活動計画の進行の見守り

この計画に関わる皆さんのアイデアや努力を集結して、地域福祉活動計画は策定されました。それが「絵に描いた餅」になってしまうことは、絶対にあってはならないことです。地域福祉活動計画は実行されて初めて意味のあるものとなります。

地域住民の代表である策定委員の皆さんが策定した計画に沿って、活動が実施されているか？また、計画の期間中に新たな生活課題が生じても、それらに柔軟に対応できるか？を把握することが、これら地域福祉活動計画を見守ることの目的です。

地域福祉活動計画は平成 26 年度から 4 年度間に渡って実施されるものです。その間、定期的に活動の内容を見守り、新たな生活課題があればそれらを加味し、次の計画につなげていく必要があります。

見守りの方法は下の図のように考えています。

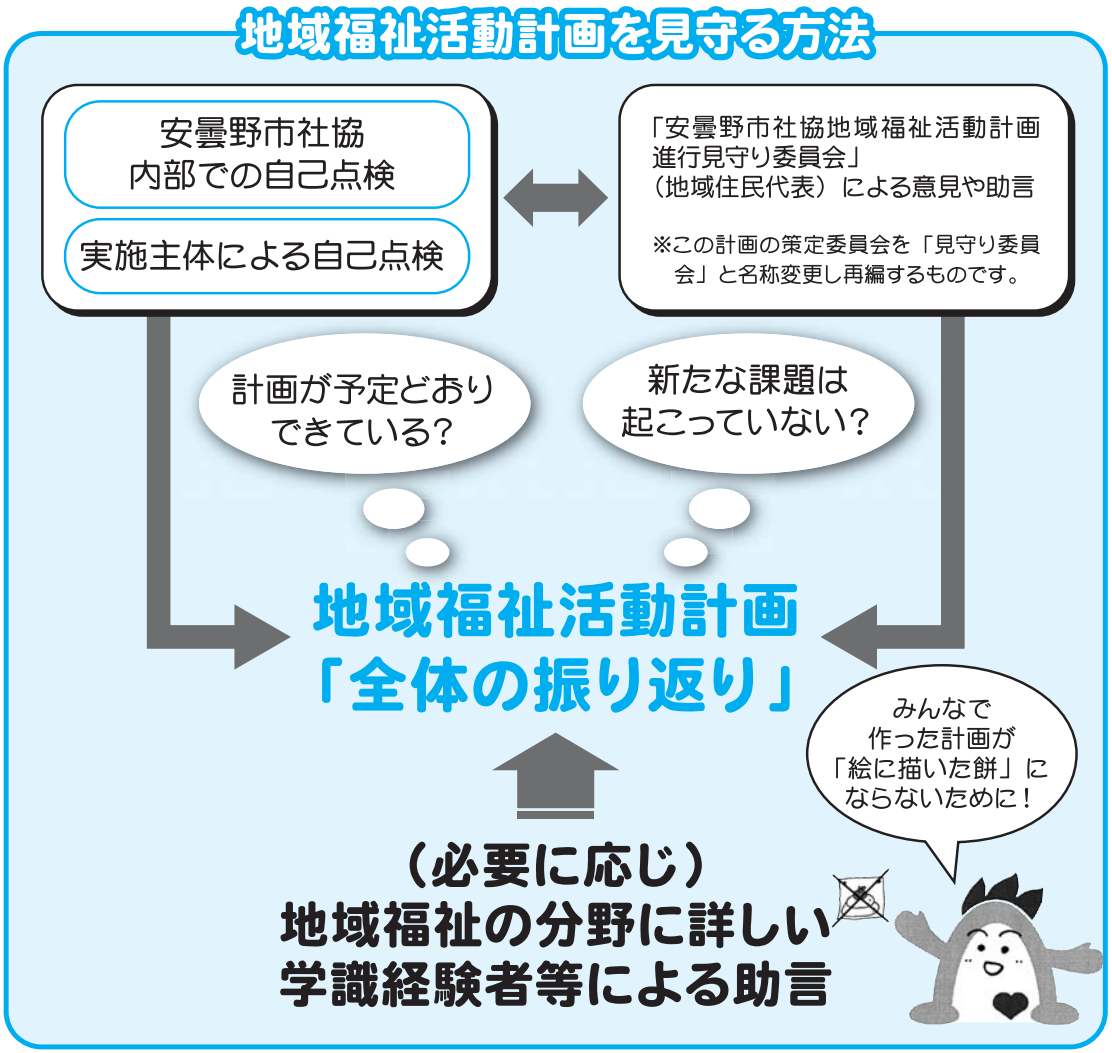

第２章

地域福祉活動計画における重点計画

1．重点計画の設定

地域福祉活動計画の第１章で安曇野市社協として考える「地域福祉」という言葉の説明をしてきました。繰り返しになりますが、**地域福祉とは、『住民が抱える「一つひとつ」の「生活課題」を解決すること』です。**

安曇野市社協では、この言葉の意味を大事に考え、個々の地域住民を支えるためにどういった地域の仕組みづくりをすれば良いかを、地域代表の策定委員の皆さんと一緒に、地域福祉活動計画策定を契機に検討を重ねてきました。

その検討をとおして、各地域の特徴的な生活課題がありながら、すべての地域で共通する課題も見えてきました。これは言い換えれば全市的に、その解決に取り組まなければならないことです。安曇野市社協として、この安曇野の地域福祉のために重点的に推進する計画をこの章で示していきます。

安曇野市社協における地域福祉推進の考え方

安曇野市社協が考える地域福祉とは
住民が抱える「一つひとつ※1」の「生活課題※2」を解決すること!

※1 個々の地域住民が抱える課題に対して向き合うことを意識しています。→「個別援助」

※2 福祉的課題に限定することなく、日常生活周辺に存在する課題も含めて考えていきます。

地域ごとに特有の生活課題もあるけれど、
すべての地域で取り組む共通の生活課題もありました

それを…

安曇野市全体で取り組むべき課題・・・
つまり『重点計画』として位置づけました!

重 点 計 画

① 安曇野市社協各支所にある「総合相談支援」の窓口を、より一層利用しやすくします。
② 安曇野市社協各支所にある「福祉センター」を地域の拠点として、その役割や機能を明確にし、地域の皆さんに更に活用していただけるようにします。
③ 住民参加型有償在宅福祉サービス「しあわせ・あづみん」の仕組みの中で、地域の住民どうしが支えあい、日常生活の中での「困りごと」や「悩みごと」に応えていくようにします。
④ 安曇野市社協福祉員の活動が広がり、地域の中での「自然で」「緩やかな」つながりを作ることができるようにします。
⑤ 地域福祉の主体を育む福祉学習を更に充実していきます。
⑥ 地域の生活課題を「発見・共有」し、それをみんなの課題として「一緒に解決する」場である地区社協活動を推進していくようにします。
⑦「ふれあい・いきいきサロン」の活動を地域に更に広め、「いつでも」「だれでも」「どこでも」集うことのできる場にします。

＋

この『重点計画』に併せて、市内5地域
（豊科・穂高・三郷・堀金・明科）にある具体的な
生活課題を解決するための【地域ごとの活動計画】の実践

2．重点計画の内容

① 安曇野市社協各支所にある「総合相談支援」の窓口を、より一層利用しやすくします。

日常の暮らしの中で起こる「困りごと」や「悩みごと」について、皆さんは身近に相談できる人がいますか？誰もが安心して地域で暮らせるようになるには、こうした「困りごと」や「悩みごと」がなくなることが一番だと思います。

安曇野市社協各支所では、こうした「困りごと」や「悩みごと」について、第１期の地域福祉活動計画に基づき「総合相談支援」の窓口を設けてきました。

徐々にではありますが、この窓口を地域の皆さんに知っていただけるようになり、様々なご相談が寄せられるようになりました。

これと同時に私たち安曇野市社協の職員も、皆さんからのご相談に対し「寄り添い」、「一緒に考え」、「最も解決に近い窓口につなぐ」ことを心掛けて取り組んできました。

今後は、更に地域の皆さんにとって利用しやすい「総合相談支援」の窓口となれるよう、次のことを実行していきます。

＊相談をお聴きする職員が、「困りごと」「悩みごと」に寄り添い、「一緒に考える」という姿勢を常に持つように心がけます。
＊解決に近い窓口へつなぐために、職員の「知識の引き出し」を増やしていくようにします。
＊相談をうかがっていく中で、解決のために「安曇野市社協でしかできないこと」があれば、できるための努力をしていきます。

② 安曇野市社協各支所にある「福祉センター」を地域の拠点として、その役割や機能を明確にし、地域の皆さんに更に活用していただけるようにします。

第１章の４で触れたように、安曇野市社協は地域福祉の推進にあたり、その母体となる「地区社協・支部社協の活動」や「ボランティア・市民活動」を支援しながら、地域の皆さんと共に地域福祉の推進に取り組んでいく拠点となる、安曇野市社協各支所が存在していくことが大変重要です。

この拠点には、皆さんからの相談に応じたり、地域福祉推進のための活動を支援したりするための専門的な知識を持った職員を配置しています。

また、それぞれの地域の中にある生活課題を気軽に持ち込むことができ、それをみんなの課題として共有、解決できる場としての役割を果たします。そして地域住民が主体となって活動し、必要に応じて地域住民と行政との橋渡しをしていきます。

そのためにまず安曇野市社協では、地域の拠点として安曇野市社協各支所にある「福祉センター」のこうした役割や機能を、広く地域の皆さんに知っていただき、更に活用していただけるようになるための取り組みを始めていきます。

その上で、現在は旧町村ごとに１か所ずつある地域の拠点を、更にきめ細かく置いていくことを将来に向けて検討していきます。

③ 住民参加型有償在宅福祉サービス「しあわせ・あづみん」の仕組みの中で、地域の住民どうしが支えあい、日常生活の中での「困りごと」や「悩みごと」に応えていくようにします。

第１期の地域福祉活動計画ではこの「しあわせ・あづみん」の仕組みを市内全域に広めていくことを計画しました。

この計画のとおり、現在では安曇野市の全域において「しあわせ・あづみん」による支えあいの活動が行われるようになりました。

「住民参加型有償在宅福祉サービス」というやや大げさな名前がついていますが、このサービスの大きな目的は、簡単に言ってしまうと『向こう三軒両隣』の支えあいの関係を地域の中で続けて（作って）いくことにあります。

また、社会の中で特に福祉に関する制度やサービスは、一見充実してきたかのように思えます。しかしながら、どうしてもその制度やサービスの「すき間」に落ちてしまう人がいることも事実です。

こうした制度の「すき間」に落ちてしまった人から寄せられる、日常生活の中にある「困った！お手伝いして欲しい」という声に、「それならできる！」という住民どうしの声を、これからも私たち安曇野市社協の職員が、コーディネート（調整）していきます。

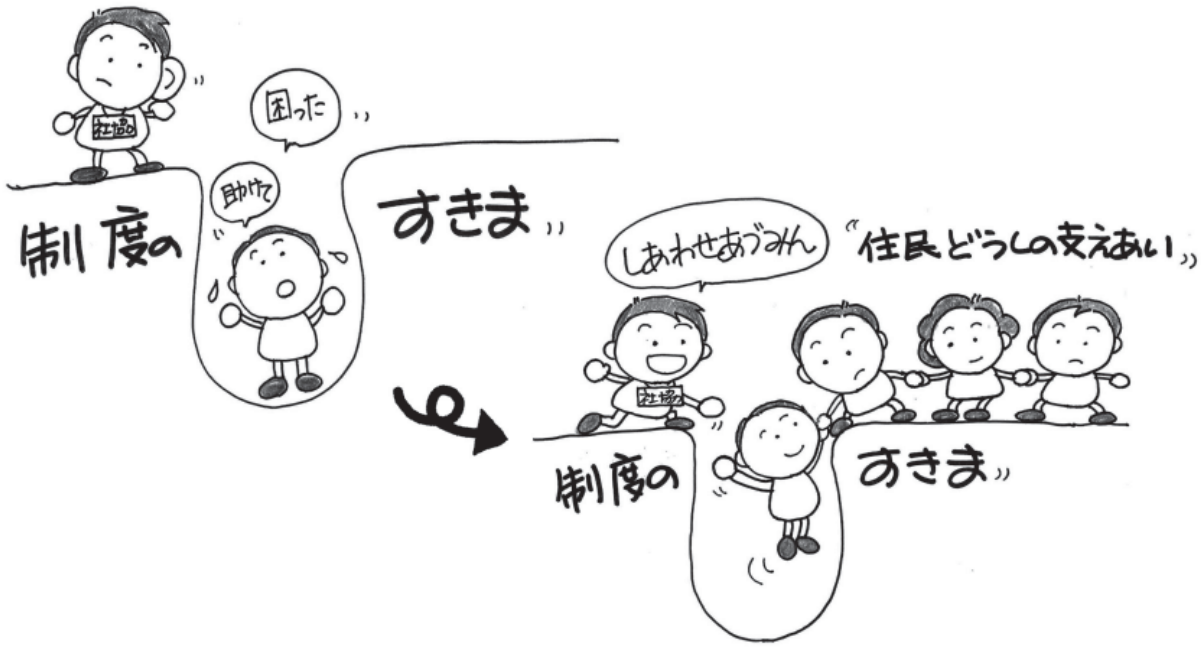

④ 安曇野市社協福祉員の活動が広がり、地域の中での「自然で」「緩やかな」つながりを作ることができるようにします。

安曇野市社協福祉員の活動は、地域にある生活課題を発見した時に、それを地区・支部社協や安曇野市社協各支所へ橋渡しをする「つなぎ役」としての役割をお願いしています。

しかし、この福祉員活動について地域の皆さんから、「荷が重い」「隣組で孤独死があったらどうしよう」などと心配する声が聴かれることが出てきました。

そういった心配は当然あるでしょう。しかしながら安曇野市社協では、**「普段の近所づきあいの延長線上にある『見守り』『声かけ』といったこと」**を福祉員の活動として位置づけています。

近所づきあいの延長線上、つまり前のページでも言った『向こう三軒両隣』の関係の中で「自然で」「緩やかな」つながりを作ることが、福祉員活動の大きな目的なのです。

決して、地域の中の生活課題を福祉員の皆さんが解決するといったことではありません。生活課題を発見したならば、それをぜひ地区・支部社協や安曇野市社協につないでください。そうしていただくことによって、安曇野市社協の職員や地区・支部社協の役員さん、関係する機関の人たちと一緒に考え、知恵を出し合い、解決に導く努力をしていきます。

この安曇野市社協福祉員の活動が広がり、誰もが安心して暮らすことができる地域になることが、住民の皆さんの幸せにもつながっていくのです。

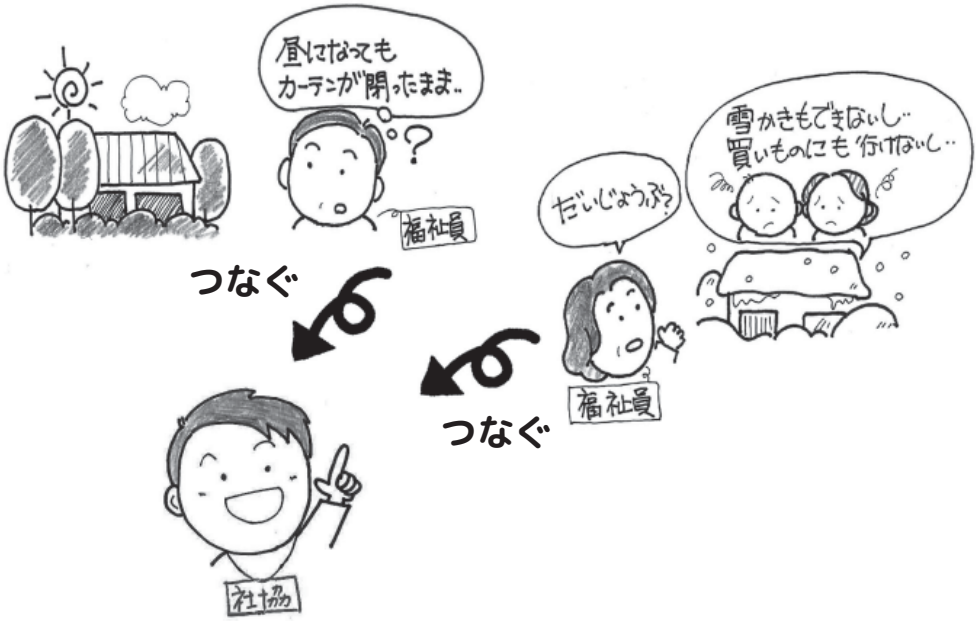

⑤ 地域福祉の主体を育む福祉学習を更に充実していきます。

福祉学習には「生活課題を通じて地域住民としての主体性を育む」という目的があります。つまり福祉学習とは学校だけで行われるものでなく、地域が福祉学習の場となり「共に生きる力」を育んでいくのです。

地域を基盤とした福祉学習を推進するために、安曇野市社協では、「学校を中心とした福祉学習」と「地域の福祉学習」に取り組みます。

◇「学校を中心とした福祉学習」

学校を中心に展開している福祉学習は、将来の安曇野市の地域福祉を担う人材を育成し、福祉学習を体験した児童・生徒が地域にある生活課題に直面した際に、その解決のために実際に行動できるようになるための種まきです。

◇「地域の福祉学習」

福祉学習の目的にもある「地域住民の主体性」とはどういうことなのでしょうか？それは、地域に暮らす住民自らが、地域に存在している生活課題に「気づき」、そしてその課題を地域全体の課題として共有しながら、生活課題解決のために「知恵を出し合い」、実際に「行動する」ことができるようになることです。

そのために子どもたちの福祉学習のみならず、認知症学習会やいきいきサロン・朗人大学などの「大人の学び」も安曇野市社協の取組の一つ位置付け、地域の様々な団体と連携しながら地域を耕す継続的な支援を行います。

また、福祉学習の普及により、地域づくりの活動を住民自らが考え協働による取り組みを実践していく地域のリーダーを発掘し、個々の特性を行動に活かせるように支援していきます。

学校を中心とした福祉学習

地域の福祉学習

- **具体的な地域の生活課題の事例に基づいた福祉学習**
- **個別の支援を考えるための福祉学習**
  （ひとりの生活課題をみんなの課題としてとらえる）

実際に地域の中にある生活課題を解決するための福祉学習へ

⑥ 地域の生活課題を「発見・共有」し、それをみんなの課題として「一緒に解決する」場である地区社協活動を推進していくようにします。

本計画では「地域福祉」を【住民が抱える『一つひとつ』の『生活課題』を解決すること】と定義しました。解決には、公的制度に則ったサービスだけでは無理があり、住民同士の支えあいや住民主体で行うサービスが必要となります。その役割を担っていただくのが「地区社協」です。

住民同士のつながりを作り、お互いさまの関係のその中から見える個人の課題を地区内の住民の参加によって解決し、あわせて支部社協や社協支所、市役所などの関係機関と連絡を取りあい問題を抱えた人の支援や地区の課題を解決することが大切です。

これからの国の施策が地域力を求めていくことは必須で、地区社協が行う、誰もが住みやすい地域づくりを推進する事業、（例えば災害時住民支え合いマップ作製や見直し、いきいきサロンの定期的な開催、講演会や学習会の開催など）が今後ますます重要となってきます。

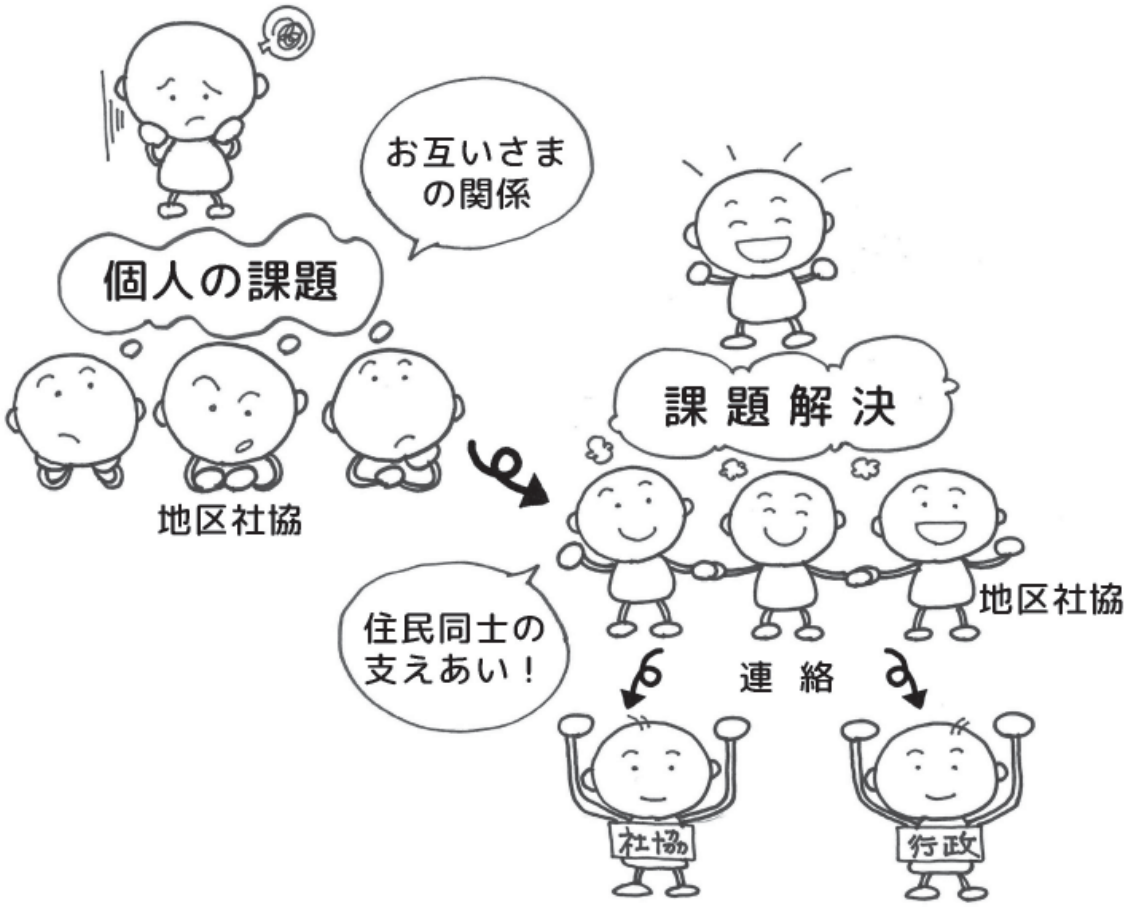

⑦「ふれあい・いきいきサロン」の活動を地域に更に広め、「いつでも」「だれでも」「どこでも」集うことのできる場にします。

「ふれあい・いきいきサロン」は、地域福祉の充実のため、小地域を対象に住民自らが定期的（月１回以上の頻度）に交流やふれあいの場を設けることにより、「いつでも」「だれでも」「どこでも」参加できる、地域の仲間づくりや生きがいづくりを目的としています。それは、「おたがいさま」の気持ちで、地域の皆さんが心をつないでいけるところ。何か特別なことをする場所ではなく、井戸端会議やお茶の間のようなもの。住民同士の支えあいにより、地域で独りぼっちにしない、ならない取り組みが「ふれあい・いきいきサロン」に求められています。

「ふれあい・いきいきサロン」では、お世話“する人”と“される人”を分けないでみんなで･･･というのが本来の姿ですが、みんなを少しだけ引っ張ったり、全員に目配りや心配りをしたりする存在が必要です。この役割をする人が「世話やきさん」です。ふれあい・いきいきサロンの活動が地域にさらに広がるように、「地域の世話やきさん」の普及にもつとめます。

第３章

地域福祉を推進するための各地域での取り組み

～市内５地域の地域福祉活動計画～

1．地域福祉活動計画の体系

各地域における地域福祉活動計画は、以下のような体系によって構成されています。それぞれに把握した生活課題を体系に基づいて分類し、解決策の提案を行っています。なお、この体系によって分類が難しいものは、「その他」として分類した地域もあります。

個々のしあわせ、地域のしあわせ、みんなでつくる福祉のまち安曇野

大分類	中分類
A：支えあいのかたちをつくる	1．小地域での活動 自分たちが暮らす地域において、お互いに支えあうことができるようにしましょう。
	2．ネットワークづくり 地域住民や地域団体、行政、社協がお互いの役割を確認しながら、互いに連携をとっていきましょう。
	3．家族との関係 自分が暮らす家庭での家族の「絆」を大事にしていきましょう。
B：お互いのふれあいを広げる	1．サロンでの交流 住み慣れた地域でお互いに知り合うことのできる活動をしていきましょう。
	2．福祉関係団体や当事者の活動 仲間づくりや同じ立場にある人どうしが知り合い、活動できるようにしていきましょう。
	3．住民が参加できる場 自らの役割を感じることができ、参加できる場を作っていくようにしましょう。
C：個を支える	1．必要な情報の提供 必要とする人へ必要な情報を正確に伝えていけるようにしましょう。
	2．相談体制づくり 困ったり、悩んだりしている人に寄り添って、相談を受けられるようにしましょう。
	3．サービスの利用援助 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためのサービスを利用できるようにしましょう。
	4．サービスの充実と開発 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためのサービスに潤いを持たせ、さらに心豊かな生活が送れるためのサービスを作るようにしましょう。
D：支える人を支える	1．地域での福祉学習 地域を支える人たちが互いに学びあえるようにしましょう。
	2．学校での福祉学習 将来の安曇野を創り、それを担う子どもたちが互いに学びあえるようにしましょう。
	3．ボランティアセンターの充実 支えを必要としている人と支える人をつなぎ、支える人を育てることのできるボランティアセンターにしましょう。
	4．ボランティア活動の充実 支える人の活動が充実したものとなるようにしていきましょう。

A 豊科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

1 小地域での活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） ちょっとした困りごとに手を貸してほしい。 ○ゴミ出しやゴミの分別が出来ない。 ○電球交換が出来ない。 ○頼みごとを受けてくれる人がいないため困っている。	日常のちょっとした困りごとをすばやく把握するため、近所に住む住民が日常的に声かけ、見守り活動を行う。 ○回覧板を持って行く時、ただ置いてくるだけでなく、さり気なく声かけする。また不在の場合には、洗濯物が取り入れてあるか、新聞や郵便物がたまっていないか、夜電気がついているか、日中電気が消えているかなど目配り、気配りをする。 ○日常的にお互いが声を掛け合い、困った人が気軽に相談できる地域づくりをする。 生活課題を援助者に確実につなげるため近隣に「福祉員」を設置する。また、「福祉員」は生活課題を関係機関につなげることを目指していく。 （福祉員の役割） ○隣組の声かけ、見守り活動の推進役となる。 ○生活課題を把握し、必要な場合は解決のために関係機関につなぐ。 福祉員の普及啓発を図る。 ○地区の公共施設等に福祉員の「のぼり旗」を設置し、あいさつ運動や声かけを行う。 ○福祉員の役割を周知するため、「活動のしおり」を配布する。
（2） 手間ひまのかかる困りごとに手を貸してほしい。 ○高齢のため家の内外の維持管理が出来ない。（雪かき、草取り、庭木の手入れ、ゴミの運搬等） ○高齢のため通院や買物などが困難となり外出支援がほしい。 ○障害のため掃除が出来ない。 ○障害のため書類の作成が自分では出来ない。	手間ひまのかかる困りごとに対応するため、「住民参加型有償在宅福祉サービス」の推進と活用を図る。 ○雪かき、草取り、庭木の手入れ等、隣近所では対応できない手間ひまのかかる困りごとに対応する。 ○高齢者や障がい者、子育て中の人達の特技や経験を生かすことで社会参加や地域貢献をしていただく。 ○上記のサービスの立ち上げにより地区内に埋もれている人的資源の発掘の場とする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○地区社協 ○区 ○各種団体	○これまでと同様に区長会、地区社協会長会、民生児童委員会等において説明し協力を依頼する。 ○地区懇談会（説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。	……▶	……▶	……▶
○地区社協 ○区 ○各種団体	○「のぼり旗」を各地区に設置し、あいさつ運動、声かけを始める。 ○「活動のしおり」を配布する。	……▶	……▶	……▶
○市社協 ○地区社協 ○区 ○各種団体	○養成講座を開催し協力会員の登録を増やす。 ○区長会、地区社協会長会、民生児童委員会等において説明し、活用していただくよう依頼する。 ○地区懇談会（説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。 ○協力団体、協力者等への周知と働きかけを行う。 ○雪かきについては、区と連携して対応していく。	……▶	○各地区単位での実施については、体制が整った地区から順次進めて、社協豊科支所は支援していく。 ……▶	……▶

A 豊科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 小地域での活動	（3） 地域活動の困りごと ○高齢化により地区の役員、隣組の付き合い、行事への参加が出来ない。	高齢化により地区の役員、隣組の付き合いが出来ない人については、民生児童委員、福祉員を中心に相互扶助を図る。 会場に来れない人、移動手段が困難な人を把握し、会場に来れるよう送迎体制をつくる。
	○災害時に地域の協力体制が取れるか心配。	災害に備えて行政区ごとに、防災訓練時等に災害時住民支えあいマップを年１回は見直しを図り、活用して支援体制をつくる。
2 ネットワークづくり	（1） 相談・支援体制の欠如 ○困りごとや悩みごとについて、どこに相談したらよいか分からない。 （子ども・高齢者・障がい者）	困りごと・心配ごとに対し、速やかに相談できる体制を整える。 ○住民は困りごと・心配ごとについて、総合相談窓口、民生児童委員や地区役員に相談する。 ○民生児童委員や地区役員は相談を受けた時には、「総合相談窓口」のある社協や行政窓口などにつなげる。 ○「総合相談窓口」について周知するため、チラシ、広報誌「社協だよりあづみん」や「あづみん豊科版」を活用する。
3 家族との関係	（1） 核家族化などで老後が不安 ○核家族化により子どもに面倒をみてもらえず老後が不安。 ○親子の折り合いが悪くなり、孤独感を感じている。 ○介護が必要になった時、子どもに負担をかけたくない。	孤独感の解消や家族の理解、絆づくりのための取り組みを行う。 ○様々な地区の行事や「ふれあい・いきいきサロン」の活動を住民に周知し徹底する。 ○隣近所で誘い合いながら参加する。 ○気軽に集まれる場所で、愚痴をこぼせる機会を設ける。 ○核家族化、一人暮し世帯が増えるため、「おはなし相手ボランティア」を活用し、孤独感の解消を図る。
		「おはなし相手ボランティア」を育成し、活動の充実を図る。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○地区社協 ○区 ○民生児童委員 ○各種団体	○これまでと同様に区長会、地区社協会長会、民生児童委員会等において説明し、協力を依頼する。 ○地区懇談会(説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。	……▶		
	○マップの見直しをする。 ○マップの活用法の学習会を開催する。	……▶		
○市社協 ○地区社協 ○区 ○各種団体	○地区懇談会（説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。 ○地区社協、支部社協、民生児童委員、地区役員相互の連携を図る。	……▶		
○地区社協 ○区 ○各種団体	○地区懇談会（説明会・勉強会）は必要に応じて開催する。	……▶		
○市社協 ○おはなし相手ボランティア	○「おはなし相手ボランティア」の養成講座を開催し育成を図る。 ○「おはなし相手ボランティア」活動を開始し、活動を充実させる。	……▶		

B 豊科地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

1 サロンでの交流

「生活課題」（今、こんなことに困っている）

（1）
住み慣れた地域で、お互いを知る地域の「絆」づくり・交流の場づくり

○障がい者が活動できる場や機会が少ない。
○子育てサロンが少ないため、子育ての情報が入ってこない。
○高齢者の世代間交流の機会が少ない。
○高齢者の交流の機会が少ないため、家に閉じこもりがちになる。
○高齢のため外出が困難となり、隣近所との交流が出来なくて不安。
○親子の集まれる機会や子ども同士の交流の機会が少ないため、地域に溶け込めない。

（2）
人間関係づくりや絆づくりが希薄になってきているため、地域での支えあいの体制が取れるか心配である。

○配偶者なきあとの近所付き合いが負担に感じる。付き合いがなくなる。
○行事に誘ってくれる人もなく閉じこもりがちになって寂しい。
○高齢者の地域行事への参加が少なく閉じこもりがちになってしまう。
○災害時が心配である。（独居）
○人の集まる場所に行きにくい。一歩踏み出せない。
○他の母親と交われないため寂しい。仲間に入れない。（子育て）
○隣近所との交流がなく、話し相手がいない。（高齢者）
○核家族のため子育てについて、相談出来る人がいない。

「解決策」（こうすれば解決するのではないか）

今ある地区のサロンの充実を図る。

○歩いて行ける範囲に、「ふれあい・いきいきサロン」の設置を図る。
○サロンに参加したくても交通手段がなく参加出来ない人がいるので送迎サービスを検討する。
○「ふれあい・いきいきサロン」への男性の参加が少ないので呼びかけや内容等を検討する。
○高齢者・障がい者・子どもなど幅広い世代が交流できる内容を盛り込む。
○地区のふれあい行事には、子ども達との交流の機会をつくる。
○子育てサロンの充実を図る。
○男性の料理教室の充実を図る。

隣近所の人間関係づくりや絆づくりを深めるため、日常的な「あいさつ」や「声かけ」などをする。また、お互いの情報伝達の手段として回覧用ノート（仮称「ふれあいノート」）などに自由に記載し活用する。
但し、活用に際しては、秘密保持、プライバシーの保護に配慮する。

○安否確認やコミュニケーションを図るため、隣組単位でお互いに声かけする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○支部社協 ○地区社協 ○区 ○各種団体	○地区懇談会（説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。 ○サロンを中心に絆づくり、交流づくりを推進していく。	……▶		
○支部社協 ○地区社協 ○区 ○各種団体	○区長会、地区社協会長会、民生児童委員会等において説明し協力依頼する。 ○地区懇談会（説明会、勉強会）は必要に応じて開催する。 ○各地区隣組ごとに回覧用ノートの名称や内容について話し合い活用を目指す。	……▶		

B 豊科地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

2 福祉関係団体や当事者の活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 障がい者の交流の場や参加できる行事が少ない。 ○同じ障がいを持つ者（親）との交流の場が少ないため情報交換が出来ない。 ○障がい者の居場所が少ないため、他の人との交流が出来ない。 （2） 障がい者の運営する事業について、地域住民の理解が不足している。	今ある施設を活用し、障がい者のサロン的な居場所づくりを推進する。 障がい者の運営する事業について積極的にPRしていく。
（3） 福祉団体としての活動が困難になってきている。 ○役員のなり手がいない。 ○高齢化により会員を増やすことが困難。	福祉団体の現状を把握し、組織の見直しを図っていく。 団体に加入するメリットを伝え勧誘する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○福祉関係団体 ○市社協	○障がい者関係機関や障がい者福祉施設関係者との意見交換会を開催し、支援のための研究を進める。	……▶		
○福祉関係団体 ○市社協	○福祉団体の現状の把握と支援体制を検討する。	……▶		

C 豊科地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 必要な情報の提供	（1）介護保険のサービスが分からない ○介護保険の使い方が分からない。 ○介護保険の申請をどこにしたらよいか分からない。	介護保険の申請方法及び使い方について、行政・社協・民生児童委員は情報を提供する。 行政・社協職員は、地区のサロンなどに出向き介護保険について説明をする。
	（2）ファミリーサポートの制度が分からない。 ○ファミリーサポートの登録や使い方が分からない。 ○急に具合が悪くなった時、安心して子どもを預けられる仕組みが少ない。	ファミリーサポートの登録方法や使い方について社協に相談する。 ○社協は、地区の子育てサロンや保健センターの検診時等に積極的にＰＲする。 ○緊急サポートについて積極的にＰＲする。
2 相談体制づくり	（1）各種相談にのってほしい ○相談相手がいないため、どうしたらよいか困っている。 ○障がい者の不安や悩みについて誰に相談したらよいか分からない。 ○高齢者の不安や悩みについて誰に相談したらよいか分からない。 ○家族が認知症になり、成年後見制度が必要になった時、誰に相談したらよいか分からない。	相談相手が欲しい人のために、民生児童委員・社協・行政・心配ごと相談等が相談にのる。 障がい者の相談については、社協・行政・松本圏域障害者総合相談支援センター「あるぷ」が相談にのる。 高齢者の相談については、社協・行政・民生児童委員・心配ごと相談・地域包括支援センター等が相談にのる。 地域から上がってきた課題については、社協の「総合相談」で対応し解決につなげる。 成年後見制度については、社協・行政・民生児童委員に相談する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○市社協 ○民生児童委員	○地区のサロンなどを通じて説明会を開催して周知を図る。	……▶		
○ファミリーサポートセンター	○ＰＲ活動を実施して周知を図る。	……▶		
○市社協 ○行政 ○民生児童委員 ○あるぷ	○各種相談窓口の周知を図る。 ○総合相談体制の充実を図る。 ○成年後見制度について周知を図る。	……▶		

C 豊科地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
3 サービスの利用援助	（1） 安心して暮らすことができるためのサービス利用援助がほしい ○高齢者や障がい者に対してどういうサービスがあるのかわからないため利用出来ない。 ○高齢者（独居・高齢者世帯）のため安否確認をしてくれないと不安である。	民生児童委員・社協・行政は以下のサービス等の利用を勧める。 ○ボランティア ○しあわせあづみん（住民参加型有償在宅福祉サービス） ○安心コール（電話による安否確認） ○警備保障会社の緊急通報サービス
4 サービスの充実と開発	（1） 安心して心豊かに生活を送るためのサービスの充実と開発 ○障がい者のグループホームやケアホームが少ない。 ○障がい者が日中過ごせる場所が少ない。（作業所・地域活動支援センター） ○障がい者施設の土日の支援体制が不足している。	生活課題のサービスを開発するため、障がい者団体・行政・社協は、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会に働きかける。 ○障がいの程度に応じた具体的な生活課題の把握とそれに対する支援体制づくりを検討する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○市社協 ○ボランティア ○民生児童委員 ○安心コール ボランティア ○行政 ○警備保障会社	○既存の各種ボランティアの活動の充実を図る。 ○しあわせあづみんの活動の充実を図る。 ○安心コールボランティアの養成講座を開催し、活動につなげる。 ○安心コールボランティア活動を推進する。 ○緊急通報サービスの周知を図る。	……▶		
○障がい者団体 ○行政 ○市社協	○松本障害保健福祉圏域自立支援協議会に働きかけをする。	……▶		

D 豊科地域　活動計画
支える人を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 地域での福祉学習	（1） 地域での福祉学習を深める。 ○家族の介護が必要となり、どのように介護申請したらよいかわからない。 ○いつ認知症になるか心配だ。 ○地域で障がい者に対する理解が不足しているため、参加出来る行事等が少ない。 ○障がいがあるため金銭管理が出来ない。	サロンなどの交流の機会を利用して、福祉サービスや障害についての理解を深めるため、福祉学習を実施する。
2 学校での福祉学習	（1） 学校での福祉学習を深める。 ○障がい者への差別意識や嫌がらせや偏見の目などがあるため、地域での行事に参加しにくい。	学校での福祉学習への協力をする。 ○小学校の頃から福祉体験を通じて障がい者への理解を深めてもらう。
3 ボランティアセンターの充実	（1） ボランティアセンターの充実。 ○特技を生かした生きがいづくりをしたいがどこに相談したらよいか分からない。	ボランティア活動を「社協だよりあづみん」や情報誌等でＰＲしていく。 ボランティア希望の方の相談にのり、活動につなげていく。
4 ボランティア活動の充実	（1） ボランティア（個人、グループ、団体）の困りごとの相談にのってほしい。 ○高齢化によりボランティア団体の維持が難しい。 ○他のボランティア団体との交流の機会が少ない。 ○ボランティアについての学習がほしい。	ボランティア活動がさらに活性化するよう働きかける。 地域住民やボランティアのニーズに応じたボランティア講座を企画し開催する。そのためにアンケート調査や懇談会等を実施する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○市社協 ○行政	○地区の集まりを利用し、福祉学習を推進する。	……▶		
○市社協 ○行政	○学校に出向き福祉学習に協力する。	……▶		
○市社協	○ボランティア活動を「社協だよりあづみん」等でＰＲする。	……▶		
○市社協 ○ボランティア	○ボランティア講座を広く周知することで人材の発掘に努める。 ○ボランティア団体との交流会を開催し充実を図る。 ○アンケート調査や懇談会等を行い、地域住民やボランティアのニーズを把握する。	……▶		

A 穂高地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

1 小地域での活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 地域の中でお互いの助け合いがほしい。 ○高齢者世帯や、一人暮らしになった時の生活が不安。 ○将来病気になったり体が動かなくなるのが不安。 ○子育てに関する相談所、機会が身近にない。 ○現在、子育てのためいろいろな役をやるのが大変。	隣組単位に、困りごとなどの情報を民生児童委員、市、社協につなげる人として福祉員を置く。
（2） 地域でのふれあいがもっとほしい。 ○近所、地域でのふれあいがなく、助け合いの関係ができていない。 ○障がいがあり、近所づきあいや仲間づくりが難しい。 ○地域の中で、支えあい体制、子供を気軽に預けられるような近所づきあいがない。	隣組単位で少し意識して、次の例を参考に、「あいさつ、声かけ運動」に取り組む。 （例） ○ポスターや幟旗を掲示する。 ○区の役員の役割として、率先して「あいさつ」することを明記する。 ○「あいさつ月間」を設ける。 ○区などの行事で、参加者が自己紹介する機会を設け、顔見知りになる。 ○回覧・配布物の紙面（欄外）を使い、「あいさつをしましょう」の言葉を入れてＰＲする。
（3） 生活する中でちょっとした手助けがほしい。 ○行政からの文書がよく理解できない。公的機関の利用方法がわからない。 ○過去の病気のせいで畑仕事がきつい。 ○地域の中で、子供を気軽に預けられる人がいない。 ○介護保険ではまかなえない家事援助や話し相手のみのサービスがほしい。 ○近所の認知症の方の話し相手が大変。	①広域的な支えあいについて ○区内の団体（老人クラブなど）に加入し、支えあってもらう。 ○有償在宅福祉サービス「しあわせあづみん」（社協）、軽度生活援助サービス（市）その他の在宅高齢者福祉サービスを周知徹底し、利用を促進する。 ○民間業者を活用する。 ②身近な支えあいについて ○自分の家のゴミだしの際、一声かけてついでに出してやるなどの「声かけ」により、関係づくりを行う。 ○総合相談、福祉員、地域包括センターその他の相談等により把握した課題について、近隣住民を交えた話し合いを設け、助け合いの関係づくりを行う。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○区 ○地区社協 ○民生児童委員 ○行政 ○社協	○福祉員説明会実施の呼びかけをする（社協）。 ○未実施の地区は実施の可否・時期等を検討する（区・地区社協）。 ○未実施の地区で福祉員に関する説明会を開催する（社協）。	……▶	……▶	○全地区で福祉員を設置する。
○区 ○地区社協	○各地区「あいさつ、声かけ運動」の取り組みを開始する（区・地区社協）。	……▶	……▶	……▶
○区 ○地区社協 ○各種団体 ○社協	○各地区で「あいさつ、声かけ運動」の取り組みを開始する（区・地区社協）。 ○必要に応じて近隣住民を交えた話し合いを設ける（社協・区・地区社協）。	……▶	……▶	……▶

A 穂高地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 小地域での活動	（4） 参加しやすい地区の行事がほしい。 ○子どもたちの、年齢・世代を越えた交流・遊びが少ない。 ○加齢により、足が悪くなったり耳が遠くなったりし、地区行事に出る気がしない。	区単位で、次の例を参考に、地域の活動を検討してもらう。 ○参加する人が、声をかけて連れてくる。身体的な不具合があれば、乗り合わせるなどサポートして連れてくる。 ○各地域の１年間の行事が一目でわかる行事の一覧表・カレンダーを作り、主催者・連絡先・参加方法等を記載し、各世帯に配布する。 ○ふれ合い、知り合える機会（自己紹介タイムを設けるなど）を行事の内容に加える。 ○参加者等の意見を参考にして行事のマンネリ化を打破する。 ○子供向けの行事を積極的に行う（子供の行事には世代を越えた参加が望め、盛り上がる）。
2 ネットワークづくり	（2） 災害時に助け合いができるのか不安。 ○災害時に手助けしてくれる人、隣近所との交流がないため、災害時に助け合える人がおらず心配。 ○防災、支えあいマップが地域の中でできていない。	地区で災害時支えあいマップを作成・見直しし、平常時においても活用してゆく。 地区の会合の際など折を捉えて、マップと支援のしくみについて説明を行い、不安感の減少に努める。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○区 ○地区社協	○各地区で事業の実施に先立って参考例をもとに検討し取り組んでみる（区・地区社協）。	……▶		
○区 ○地区社協 ○行政 ○自主防災会 ○社協	○災害時支えあいマップの見直しを行い、平常時での活用を促進する（区・地区社協）。 ○会合の際など折を捉えて説明を行う（区・地区社協）。	……▶		

B 穂高地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 サロンでの交流	（1） 地域で交流できる場所がほしい。 ○ストレスを抱えた母親同士の交流機会が少ない。 ○高齢者、障がい者の生きがい、ふれあいの場がない。家に居てもつまらない。 ○男性が気軽に集まれる場所がない。 ○ひとり暮らし高齢者で、頼る人が身近にいなくて心細い。話す機会（場所）がないのでほしい。	①各地区の交流サロンの参加促進を図る。 ②児童館のキッズパーク、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、いこいの家、一人暮らしの集い、お楽しみ会など、すでに実施されている交流会の周知を図る。
	（2） サロンが、より充実できるよう支援がほしい。 ○サロンの参加者が限られてしまって広がらない。 ○サロン等の活動の内容がマンネリ化して参加者が少ない。	①少人数で話し合いができる場と機会を提供する。 ②地域の世話やきさんを育成する。 ③共同募金または、「つながり広がる事業補　助金」を活用する。
2 福祉関係団体や当事者の活動	（1） 家族の認知症のことで悩んでいる。 ○家族介護者が、認知症の介護方法について相談できる機会がない。介護方法がわからない。 ○認知症の連れ合いの今後が不安。 ○地域で認知症に対する理解・知識が少ないため、認知症の方を怪訝そうに見る。 ○病気のため退職し就労がうまくいかないことを、家族が理解しない。	認知症患者の家族を支援すると共に、勉強会及び理解、協力体制を作る。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○地区社協 ○各種団体 ○社協	○すでに実施されている交流会の周知を図る（各種団体・地区社協・社協）。 ○各地区で事業の実施に先立ってＡ①(4) の参考例をもとに検討し取り組んでみる（区・地区社協）。	……▶		
○区 ○地区社協 ○行政 ○各種団体 ○社協	○「仲間との交流に公民館を使いませんか」というＰＲを行う（区・地区社協）。 ○地域で実践できるレクリエーションの方法など、地域の世話やきさんとして活動する際に役立つ講座を開催する（社協）。 ○各地区で事業の実施に先立ってＡ①(4) の参考例をもとに検討し取り組んでみる（区・地区社協）。	……▶		
○行政 ○民生児童委員 ○ケアマネージャー ○社協	○在宅介護者リフレッシュ事業において、参加者のニーズを把握する（社協）。	○認知症サポーター養成講座を開催する（社協）。	……▶	
	○地域包括支援センター、在宅介護者リフレッシュ事業や、デイサービスの介護相談事業の利用を促す（地区社協・民生児童委員・行政・社協）。	……▶		
	○家族会の活動を支援する（社協）。	……▶		

C 穂高地域　活動計画
個を支える

1 必要な情報の提供

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 地区の行事が何をやっているのか分からない。地域にどんな団体があって、どんな活動をしているのかわからない。 ○地区の行事に参加したくても、どのようなことをやっているのか分からない。 ○市内に障がい者が集える場所がほしい。 ○障がい者の交流についての情報が不足。	①地区行事や福祉団体の広報・ＰＲ方法を検討してもらう。 （例） 各地域の１年間の行事が一目でわかる行事の一覧表・カレンダーを作り、主催者・連絡先・参加方法等を記載し、各世帯に配布する。 ②不明な点があれば区の役員等に問い合わせてもらう。
（2） 福祉情報をわかりやすくしてほしい。 ○福祉サービスを受けてみたいが、何を見たら分かるのかが分からず利用できない。 ○障がい者に福祉内容が分かりにくい。 ○急な用事ができたとき、子供を預ける人や場所がない。	①福祉情報の広報方法や周知方法を検討する。 ②総合相談を充実し、周知する。 ③心配ごと相談を周知する。 ④地域包括支援センターを周知する。
（3） 相談したいけど、どこに相談したらよいかわからない。 ○福祉サービスを利用したいが、どこに相談すればいいかわからない。 ○両親が亡くなった後のことが心配。 ○現在、元気な親に何かあったらと思うと不安。 ○悪徳業者から負債を負ってしまった。	①福祉情報の広報方法や周知方法を検討する。 ②総合相談を充実し、周知する。 ③心配ごと相談を周知する。 ④地域包括支援センターを周知する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○区 ○地区社協 ○各種団体	○ＰＲ方法を検討する（区・地区社協・各種団体）。	……▶		
○行政 ○社協	○福祉情報の広報・周知方法を検討する（行政）。 ○総合相談を充実し、気軽に問い合わせできるようにする。心配ごと相談所の周知（社協）。 ○地域包括支援センターの周知（社協）。	……▶		
○行政 ○社協	○福祉情報の広報・周知方法を検討する（行政）。 ○総合相談を充実し、気軽に問い合わせできるようにする。心配ごと相談所の周知（社協）。 ○地域包括支援センターの周知（社協）。	……▶		

C 穂高地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 必要な情報の提供	（4） 高齢者に対する専門的相談にのってくれるところがほしい。 ○老夫婦であるため財産管理が大変。 ○介護の方法がわからない。 ○介護保険の内容が分からず困っている。 ○自宅のお風呂の縁が高く入浴が大変。	①福祉情報の広報方法や周知方法を検討する。 ②総合相談を充実し、周知する。 ③心配ごと相談を周知する。 ④地域包括支援センターを周知する。 ⑤民生児童委員に相談する。
	（5） 障害者のための相談体制がない。 ○障がい者（精神・知的）の方が、夜間・休日に相談できる場所がない。 ○うつ病が治らなくて不安。	①地域で理解しあえる体制づくりを整えてゆく。 ②主治医・保健師との相談体制が密になるよう働きかける。 ③障がい者のための相談窓口と連携を深める。
3 サービスの利用援助	（1） 子どもの遊び場がほしい。 ○子どもが安心して遊べる場所がない。 ○子ども同士の帰宅後の交流がない。 ○子どもを預ける場所がない。 ○子育てに関する相談室がない。	①児童館や児童クラブの利用促進を図り、活用する。 ②移動児童館の実施を検討する。 ③わいわいランドの拡大を求める。
	（2） 急に体調が悪くなったときに不安。 ○ひとり暮らしで急に病気になったら不安。 ○夫婦のどちらかの具合が悪くなったら不安。	①緊急通報システムを利用する。 ②福祉員の設置を推進する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○社協 ○民生児童委員	○福祉情報の広報・周知方法を検討する（行政）。 ○総合相談を充実し、気軽に問い合わせできるようにする。心配ごと相談所の周知（社協）。 ○地域包括支援センターの周知（社協）。	……▶		
○医療機関 ○行政 ○地区社協 ○社協 ○あるぷ等	○地域で理解しあえる体制づくりを整えてゆく（区・地区社協）。 ○障がい者のための相談窓口と連携を深める（社協・あるぷ等）。 ○主治医・保健師との相談体制が密になるよう働きかける（医療機関・行政・社協）。	……▶		
○行政 ○社協	○児童クラブにてアンケートを実施し、家庭の意向調査を行う（社協）。	○移動児童館をモデル的に実施する（社協）。 ○わいわいランドの拡大を求める（行政・社協）。	……▶	
○行政 ○区 ○地区社協 ○社協 ○民生児童委員等	○緊急通報システムの利用を促進する（行政・民生児童委員・社協）。 ○福祉員の設置を推進する（区・地区社協・社協）。	……▶		

C 穂高地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
3 サービスの利用援助	（3） 車いすのまま旅行に行きたい。 ○リフト付きバスの代金が高く、旅行の時など負担が大きい。	①ふれあいバスの旅、希望の旅を有効に活用する。 ②福祉車両の貸し出しを促進する。
	（4） 障がい者の就労支援対策が不足している。 ○障がい者の給料が少ない。 ○障がい者の自立する生活のための金銭的不安が大きい。 ○仕事をしたいが、働く場所があるかどうか不安。 ○働きたいが、障がいがあり実際に働けるか不安。	①障がい者のための就労支援対策を充実させる。 ②就労支援事業所などの製品の購入を促進する。
4 サービスの充実と開発	（1） デマンド交通の利用方法を改善してほしい。 ○外出（通院）時に車の運転ができないので困る。 ○通勤しているが交通手段がなくて困っている。 ○土日休み、昼休みの利用制限、団体での利用不可、あづみんの利用料、回送時間がかかりすぎて不便。 ○タクシー券を以前のように配布してほしい。	利用者アンケートの結果を公共交通会議において審議する。
	（2） 障がいがあっても安心して住める街になってほしい。 ○交差点に音声信号がなく困っている。 ○ユニバーサルデザインになっていない施設があって使いづらい。	①地区社協・区の会議において、要望を行政にあげてゆく。 ②高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性、およびユニバーサルデザインのまちづくりについて、福祉教育を通じて理解を深める。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○民生児童委員等 ○社協	○ふれあいバス事業、希望の旅事業及び福祉車両貸出し事業を周知する（民生児童委員・社協）。	……▶		
○行政 ○社協	○就労支援事業所などの製品と販売場所をＰＲして購入を促進する（行政・社協）。 ○福祉的就労の場を増やす（行政・社協）。	……▶		
○行政 ○社協	○利用者を対象としたアンケートを継続して実施し、公共交通会議で審議する（行政・社協）。	……▶		
○行政 ○区 ○地区社協 ○社協	○地区社協・区の会議で、要望を地区から行政にあげてもらう（区・地区社協・行政）。 ○高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性、およびユニバーサルデザインのまちづくりについて、福祉教育を通じて理解を深める（社協）。	……▶		

D 穂高地域　活動計画
支える人を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 地域での福祉学習 2 学校での福祉学習	（1） ボランティアに対する理解が不足している。 〇子どもの頃からボランティア活動にかかわる機会が少ない。	①より魅力的な福祉学習プログラムを作るとともに、ボランティア活動・福祉学習の必要性を学校に訴えてゆく。 ②子供たちに地域で開催されているボランティアに関するイベントへの参加を促し、市民にも協力してもらう。 ③地区でボランティア活動が活発に行われるよう、互いに認め合う環境づくりに配慮してゆく。
3 ボランティアセンターの充実	（1） ボランティア活動をやりたいが、何をしたらいいのか分からない。 〇定年後、人の役に立ちたいが、何をしたらいいのか分からない（どんなボランティアがあるのか）。 〇定年後、人の役に立ちたいが、役立つ場所（機会）が分からない。	①穂高地域福祉センター内にあるボランティアセンター（穂高 5808-1）及びボランティア活動の PR を行う。 ②ボランティアや市民活動団体の内容が一目でわかる冊子を作り、連絡先・参加方法等を記載・配布すること、およびホームページでの掲載を検討する。
	（2） ボランティア活動が活発になるよう支援してほしい。 〇地域の中でボランティアが高齢化してきて、ボランティアの後継者がいない。	①地区ボランティアやボランティアグループと協議して、ボランティア活動の PR を行う。 ②ボランティアや市民活動団体の内容が一目でわかる冊子を作り、連絡先・参加方法等を記載・配布すること、およびホームページでの掲載を検討する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 （教育委員会・学校） ○区 ○地区社協 ○社協	○より魅力的な福祉学習プログラムを作成する。ボランティア活動・福祉学習の必要性を、学校へ積極的に働きかけてゆく（社協）。 ○子供たちに地域で開催されているボランティアに関するイベントへの参加を促し、市民にも協力してもらう（区・地区社協・行政・社協）。 ○地区でボランティア活動が活発に行われるよう、互いに認めあう環境づくりに配慮する（区・地区社協）。	……▶		
○社協	○ボランティアセンター及びボランティア活動の PR を行う（社協）。 ○ボランティア冊子の作成を検討する（社協）。	……▶		
○社協	○地区ボランティアやボランティアグループと協議して、ボランティア活動の PR を行う（社協）。 ○ボランティア冊子の作成を検討する（社協）。	……▶		

A 三郷地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

1 小地域での活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 隣近所とのかかわりが希薄 ○隣近所のつきあいがなくさびしい。友人が少ない。日常の話相手がほしい。生活圏狭くなり不安である。 ○隣近所の人に時々声をかけて欲しい。 ○世代間のギャップあるのが心配。 ○将来の一人暮らし不安。	隣組単位で孤立する住民をつくらない活動をする ○あいさつ、声かけを一人一人が積極的に実施していく。 ○隣組で回覧板を回すときはひと声かけ、できるだけ顔を見て回す。 ○社協事業を地域住民にＰＲし、お互いの役割確認や連携を行っていく。 ○広報あづみんを有効活用することで、活動を幅広く伝え充実を図る。
（2） 隣組への入会や役割 ○隣組に入らない人が増えており困る。 ○人とのかかわりをしたくない人がいる。 ○隣近所に無関心であり、広報折込で一層コミュニケーション不足になると心配である。 ○隣組の役が回ってきたときできないので困る。 ○昔からのしきたりを教えてくれる人がいないので困る。	顔が見える隣組の関係をつくる ○転入時に区長さんが規約等をもって説明し、隣組に入るよう促す。 ○隣組の再編、役員の専任などの工夫をし、役割の一覧化など工夫していく。 ○世代間交流の一環として、児童館や幼児の施設等に出向き、伝統行事や料理などの受け継ぎをしていく。
（3） 高齢者等　日常生活での困りごと ○日常生活のなかで手助けしてくれる人がいない。 ○ひとり暮らしは食が不規則になる。 ○介護保険認定前の身の回りの世話をしてくれる人がほしい。家族に頼みたいが気兼ね。女ばかりで力仕事できない。 ○ごみ出し・雪かき・草取り・片付け・枝きり・ペットの面倒・買物・重いものを持つ・粗大ゴミを出すなど近所に頼むのに遠慮がある。近所に頼める人がいない。家族に迷惑かけたくない。 ○介護保険のサービスでは、充分な掃除・家事ができない。 ○訪問販売の対応ができない。 ○悪臭・ゴミ問題に困る。	日常生活での困りごとは「結いの心」で支え合う ○地区社協等の小地域単位で、生活支援のための仕組みを作り、結いの心で実施に移していく。 ○ゴミだし・雪かきなど隣近所で対応できないか話し合い、対応していく。 ○地区内のニーズを把握し（情報収集）、課題を共有（状況を知る）するとともに、生活課題の解決にむけて手助けをできるような仕組み作りをしていく。 ○自分のできることを無理なくおこなっていく。 ○お互いに声を掛け合い、困った人が助けて言い易い地域にしていく。 ○世代間交流をし、その人のできることをする。 ○悪徳商法についての勉強会をする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○支部社協 ○地区社協 ○福祉員 ○民生児童委員	○安曇野市社協福祉員の役割を理解していただき、隣組単位で活動できる機会をつくる。(福祉員のプレート裏に活動内容を入れる等工夫する)	○浸透にむけ年度毎にテーマを設けた取り組み（例､「あいさつ運動」等）	……▶	……▶
○支部社協 ○地区社協 ○福祉員 ○民生児童委員会	○福祉員＝隣組長であることから、福祉員研修会等の機会を利用し、隣組における課題の抽出や互助組織としての隣組の役割・意味などを再確認していく。	○地域の情報を集め、地域にふさわしい方法を検討する。	……▶	……▶
○行政 ○支部社協 ○地区社協 ○福祉員 ○民生児童委員	○福祉員（結いっこあづみん）の周知・住民参加型在宅福祉サービス、軽度生活援助、配食サービスなどの情報を地区社協活動等にて周知し、互いに連携する。 ○福祉員による一人暮らし老人等への見守りをする。	○実施可能地区（モデル地区）での試行実施 ○地区社協活動に福祉員の参画を検討する。	○「支援チーム」や「お助け隊」等を立ち上げる	○活動開始

A 三郷地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 小地域での活動	（4） 認知症の理解 ○認知症の理解がない	認知症を学び地域で支える ○認知症介護をしている家族の気持ちを理解するために、研修、認知症サポーター養成講座等行うようにする。 また、結いっこあづみんの研修会を毎年継続する。 ○認知症になってもオープンにできるような地域にする取り組みをし、先進地を参考にしながら周りの人にできる喜びを伝えていく。
2 ネットワークづくり	（1） 緊急時対応 ○災害時に一人暮らしが心配である。 ○難聴、弱視で災害時等の生活に不安がある。	日頃の支え合いを深め、災害に備え一人も見逃さないようにする ○個人、地域で災害時等の為に日頃の準備をしていく。（避難場所の確認・避難袋） ○日頃の隣近所の声かけを大切にしていく。 ○マップの作成や見直しをしていく。 （まずは自分の身を守り、家族の安全確認をして次につなぐ）
3 家族との関係	（1） 家族内での役割分担 ○田畑の仕事を本人がしたいのに嫁さんに止められている。高齢者も家庭の仕事の中に役割がほしい ○子どもの世話になりたくない。手術しているが、自分で何でもやりたい ○家族間の会話が無く孤独である。話合いがない。世代間、夫婦の和がない。 ○外部とのつながりを家族に止められている。 ○同居なのに食事の好みが合わず独りで食事、栄養が偏りがち。 ○介護している家族とのコミュニケーションがとれない。	家族の絆を大切にし社会参加をする ○いきいきサロンの活動を周知し、参加を近隣で働きかけていく。 ○家庭内で信頼関係や、お互いを認め合えるような学習会の機会をつくっていく。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○支部社協 ○地区社協 ○福祉員 ○民生児童委員会	○地域での学習会を社協が支援し、認知症で徘徊等がある場合の見守りネットワークを視野に入れる ○介護者の交流会参加の呼びかけ、仲間づくりをする。 ○認知症予防に関する活動を紹介する。	……▶		
○行政 ○支部社協 ○地区社協 ○民生児童委員 ○福祉員	○研修・勉強会（福祉員研修会、地区懇談会など）を定期実施 ○（マップ未作成地区）災害時住民支え合いマップ作成の推進 ○（マップ作成済み地区）災害時住民支え合いマップの見直し（毎年同じ時期に）・更新 ○区の自主防災との連携	……▶		
○行政 ○社協 ○民生児童委員 ○地区社協	○各種相談事業開催の周知 ○いきいきサロン等にグループ参加を促す工夫をしながら声かけを行う。	……▶		

B 三郷地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 サロンでの交流	（1）交流の場所は地域でのふれあいの場 ○認知症予防、健康維持、孤立防止、近くでみんなで集まって健康体操、リハビリするところがほしい。 ○近くで集まって話がしたい。集まりやすいが場所ほしい。地域との関わりがない。 ○小物づくり・将棋等の趣味を続けていきたいので、場所がほしい。	参加への周知とサロンの充実を図る ○集まる場所は十分あるのでリーダーを育成する。 ○いきいきサロンが拠点となって、地域福祉活動を展開していく仕組みづくりをめざし、交流を深め地域の結びつきを強める。また、そこから「生活支援サービス」に繋がる可能性をさぐる。 ○いきいきサロン活動を住民に周知する機会を設け、一人が一人に声をかけ参加者を増やす。
2 福祉関係団体や当事者の活動	（1）高齢者クラブ等の活動に入る ○老人クラブに入り仲間をつくりたい。 ○コミュニケーションが苦手で自分から行きにくい。 ○引きこもっている人を誘いたい。	高齢者クラブ等の組織化と加入促進を図る ○高齢者クラブの活動の目的や方法をＰＲする。 ○特色ある活動を展開するため、地区社協と連携させる。 ○活動に関する内容を相談できる体制を充実させる。 ○一人が一人に声をかけ参加を促す。 ○活動における悩みや課題を集約し共有化する。同時に地域のニーズ発掘推進を図る。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○市社協 ○地区社協 ○福祉員 ○民生児童委員	○「いきいきサロン」の活用と各種団体との連携。 ○歩いて行ける場所や、輸送サービスまたはデマンド交通あづみん利用等の検討をする。 ○市社協でリーダー研修をするなど、地域で支える人を人を増やせる体制作りをする。	○いきいきサロンの集いに福祉員をいれる。 ○団体等と連携して担い手を増やす。	○子育てサロンとの合同複合型サロンを検討する。	……▶
○地区社協 ○高齢者クラブ	○組織や活動のＰＲ ○地区社協との連携 ○仲間作りや同じ立場にある人どうしが知り合い、活動できるようにしていく。	……▶	……▶	……▶

C 三郷地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 必要な情報の提供	（1） 障がい者・高齢者等の情報サービス ○耳の不自由な人でも、見てわかるような情報提供を多くしてほしい。手話ができる人が回りに多くほしい。 ○情報入手方法少ない。	障がい者等へ情報提供をする ○既存サービスの周知方法を工夫する。 ○障がい者支援者の育成 ○手話講座等の開催 ○交流の機会をつくる。 ○行政、民生委員、各団体の情報を取り入れる
2 相談体制づくり	（1） 身近な相談場所 ○困ったとき相談できる相手（話相手）がいない。相談窓口がわからない。相談することができない。問い合わせ先が多すぎる。 ○身近に相談する場所がほしい。（医療、DV, 認知症、緊急時の対応、制度の種類や内容、利用方法、福祉全般、住宅改修など） ○いろいろ不安がある（緊急時、将来の健康、老後、独り暮らしになる、安否確認してくれる人いない、将来面倒見てくれる人いない、障がい児の親の介護） ○不安に対しての対応がわからない。 ○急に一人暮らしになり、あちこち電話したが誰も親身になって相談にのってくれない。話し相手・相談相手いない。 ○顔を合わせて気軽に親身に相談のってくれるところほしい。何でも相談できるところほしい。	困りごと等の相談は社協三郷支所が窓口として行う 電話　７７－８０８０ ○窓口が一目瞭然となる一覧表を作成していく。 ○福祉員の役割を周知していく。 ○窓口を一本化し、総合相談（ワンストップ）となるようにする。
	（2） 介護保険の使い方 ○介護保険全体を知りたい。高齢者の行政手続き難しい。 ○サービス利用したい、活用したいがサービスについて詳しくしらない。説明を聞く機会・相談の機会がほしい。	介護保険制度を理解する ○地区社協等で説明を聞く会を設ける ○南部地域包括支援センターに相談する。（電話　７７－４００７）

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○市社協 ○地区社協 ○民生児童委員 ○各諸団体	○支部社協、民生児童委員会、各地区社協での会議等で情報提供等の機会をつくる。 ○社協報や支部社協報で情報を提供する	……▶		
○市社協 ○行政 ○地区社協 ○南部包括支援センター ○民生児童委員	○地域に出向き、総合相談窓口が社協三郷支所にあることを周知をする	○各地区での、相談窓口や支援の調整役の学習会をしていく。	……▶	
○南部地域包括支援センター ○地区社協 ○社協居宅介護支援事業所	○介護保険等についての研修・学習会を支部社協、地区社協事業で随時おこなっていく。	……▶	……▶	……▶

C 三郷地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
2 相談体制づくり	（3） 将来の財産管理 ○農作業、畑仕事、家・庭木（アメシロ）・田畑の管理できなくなった後、やる人いない。将来の財産管理、跡継ぎがいないため不安である。	権利と財産を守る ○成年後見人制度の活用等、各種相談窓口を利用していく。 ○社協支所の窓口が相談に応じます。 ○シルバー人材センターの活用
3 サービスの利用援助	（1） 高齢者等の日常生活交通手段 ○歩けないので行きたいところに行けない。近くに店がない。 ○希望するときに、希望するところへ行くために、気軽に利用できる交通手段がほしい。（買物、銀行、近くの医者、美容院など） ○高齢で運転しているが事故が心配。運転できなくなった時、日常生活での移動手段が不安。 ○ボランティア活動に行きたいが交通手段がないので困る。	外出を助ける手段を周知する ○福祉バス・タクシー利用の啓発をする。 ○隣近所で誘い合い、福祉バス・デマンド交通などの方法を地域に導入する。
4 サービスの充実と開発	（1） 乗合タクシーの利用 ○デマンドは利用に限定が多い。（市外の通院ができない。市内の病院でも直通で行けず、診療時間に間に合わない。運転手とのトラブルが心配。土日の利用できない。利用案内が不十分） ○作業所への送迎に利用したいが、一人では乗り降りができない。	デマンド交通の改善を要望する ○デマンド交通の利便性を要望していく。 ○行政や社協がＰＲ活動をしていく。
	（2） バリヤフリーの整備 ○障がい者が気軽に利用できる施設トイレの整備（レストランなど）が必要である。また、集会所のバリアフリーも必要である。	障がい者等への理解を深める ○施設のバリアフリー対策にはお金がかかる。住民が気軽に声かけをして、介助等の支援ができるよう障害者への理解を地域住民に深めていく。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○市社協 ○南部地域包括支援センター	○制度、法律等や各種相談窓口の周知	……▶		
○福祉バス ○デマンド交通 ○地区社協 ○市社協	○各地区での移動のニーズ把握し要望改善していく。	……▶		
○デマンド交通 ○地区社協	○各地区での移動のニーズ把握し要望改善していく	……▶		
○支部社協 ○地区社協 ○行政	○地域で公共施設（公民館等）の現状把握	……▶		

C 三郷地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
4 サービスの充実と開発	（3）働く場がほしい ○年金少なく介護保険高く、タクシー代もかかり、生活費に困るため、サービスが利用できない。就職したいが働く場がなく、障がいにより給与が少ないので将来が不安。	障がい者・高齢者等の就労支援を行う ○就労支援（障がい者就労支援センター・シルバー人材センター）や心配ごと相談等の利用を勧める。
	（4）福祉施設の充実 ○親無き後も知的障がいの子どもが自分の家で暮らせるか心配、制度の充実。生活の場（グループホーム等）が近くにほしい。世話をしてくれる人、充分な収入がない。 知的障がい→知的を除く	身近な福祉施設を紹介する ○地域で身近な施設の必要性を勉強していく。 ○相談の場への参加を勧める。
	（5）子どもの居場所づくり ○親が安心して仕事ができるように、託児施設・放課後児童の受入・受入児童の年齢引き上げなどをしてほしい。近くの娯楽施設、子どもが思い切り遊べる公園がほしい。	育児不安・子育て負担の軽減を図る ○行政・社協等に相談する。 ○地域の中での見守りや協力を考えていく。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○社協	○制度・法律、関係機関等や各種相談窓口の案内	……▶		
○行政 ○市社協 ○地区社協	○制度・法律、関係機関等や各種相談窓口の案内	……▶		
○行政 ○市社協 ○地区社協	○制度・法律、関係機関等や各種相談窓口の案内	……▶		

D 三郷地域　活動計画
支える人を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 地域での福祉学習	（1）障がい者等への配慮と理解 ○よそ者扱いする。高齢のためなじめない。障がい者差別があり、部落差別がある。 ○周りから見て、耳の不自由なことがわからないため、地域の人とコミュニケーションがとれない。 ○難聴・弱視で日常生活が不便である。 ○障がい者・高齢者・社会的弱者への配慮、理解不足がある。（障がい者駐車場、ステッカーなど） ○マナーを守らない人がいて困る。（ペットのしつけ・交通ルールなど） ○携帯電話が溢れ、ペースメーカーを入れていると安心して外出できない。	地域の意識から生まれる問題解決に取り組む ○地域活動から呼びかけや交流のきっかけづくりをする知恵と工夫をする。 ○地域で障害者、高齢者、子供等の世代間交流をする。 ○内部障害について周りのものは理解しにくいため、本人から発信があれば理解していく。（携帯の電源を切る） ○駐車のステッカーがホームセンター等で販売されており、健常者が購入して悪用するケースについて研修会等で話しをしていく。
	（2）介護者への支援 ○老老介護、介護疲れ、介護者不足、育児と介護との両立が大変 ○自分の子どもがいない。病気のとき面倒見てくれる人いない。 ○認知症についての正しい理解がほしい。介護者支援、相談相手がほしい。 ○介護認定内容が公平でない。調査員の聞き取り、掘り下げ必要。	介護のなやみは、学んで知って寄り添う ○地域が理解できるよう研修会を実施する ○隣近所の連携を密に声かけをする。 ○介護相談にのったり、介護者の集い等を実施していく。
3 ボランティアセンターの充実	（1）生きがいづくり・ボランティア活動 ○特技を生かした生きがいづくりをしたい。 ○ボランティアに参加したい。	ボランティア活動等の取り組みをする ○ボランティア団体や趣味の会などを一覧表に社協だより等で　ＰＲする。 ○何ができるのか・何をしたいか等を問いかけるなどし、マッチングしていく。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○支部社協 ○地区社協	○研修・勉強会（福祉員研修会、地区懇談会など）を定期実施。	……▶		
○地域包括支援センター南部 ○地区社協 ○市社協 ○民生児童委員 ○福祉員	○制度・法律等や各種相談窓口の案内 ○地域包括支援センター等と連携して地区での相談会や勉強会を実施する。 ○隣近所で声を掛け合う	……▶		
○地区社協 ○社協ボランティアセンター	○社協でボランティア団体等の情報提供をする ○継続できる団体をサポートする。	……▶		

E 三郷地域　活動計画
その他

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
どこにも分類されない	（1） その他 〇訪問販売対応ができない。 〇悪臭・ゴミ問題。 〇行政でできることの明確化、行政まかせにしない住民活動。	その他の問題 〇悪徳商法についてＰＲする。 〇ゴミ問題の中身を話し合う機会を持つ。・支え合い活動が定着できるよう進めていく。 〇行政と連携を考える

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○行政 ○支部社協 ○地区社協				

A 堀金地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 小地域での活動	（1） 隣近所とつながりたい ○二人暮らしで地域との関わりをもつきっかけがつかめない。 ○隣組内での関わりが希薄になった。 ○隣組での交流が無くなったため、情報などが入らなくなった。	隣組に設置された福祉員により、お互いに助け合う体制づくりを進める。 ○福祉員は行事などの集まりの時、声掛けをする。 ○福祉員はどんな地区にしたいか、何をやったら良いか、隣組内での困り事などについてアンケートを取る。 ○転入者には、地区・隣組について説明し、地区の集まりやイベントなどに積極的に参加してもらう。 ○地区での福祉学習を推進する。 ○ボランティア会を立ち上げ、得意の分野でボランティアをする。
	（2） 体力に不安があるので、散歩などができない。	地域の中で助け合える環境をつくる。 ○健康教室などの出前教室を開催する。 ○社協の施設（入浴・お茶飲みなど）の利用を勧める。 ○市の広報などで自分に合ったイベントに参加する。
2 ネットワークづくり	（1） 緊急連絡 ○独居高齢者が何かあっても、どこにも連絡する事ができない。 ○地震などの災害が心配 ○緊急連絡装置の普及	災害時住民支え合いマップを活用し要援護者を把握しながら、安心コールの利用を進める。 ○社協・行政の福祉サービスの一覧表を作成して、各家庭へ配布周知する。 ○災害時住民支え合いマップの見直しを行い、避難場所等を周知する。 ○安心コールの利用を勧める。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○福祉員 （隣組長）	○全地区に福祉員の設置済み。 ○全地区対象の福祉員研修会を開催。	……▶		
○社協 ○福祉員 （隣組長）	○社協だより「あづみん」、堀金地域の「支部社協だより」などにより、情報の発信をする。	……▶		
○社協 ○行政	○災害時住民支え合いマップの見直し、及び、安心コールの周知を行う。	……▶		

A 堀金地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

3 家族との関係

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 家族とのコミュニケーション不足 ○家族との関わりが少なく孤独。 ○同居しているが、面倒を見てもらえない。いろいろと頼みづらい。 ○いろいろな所へ行きたいが、頼みづらい。 ○夫婦２人で家に閉じこもり、口喧嘩ばかり。趣味が持てたら良い。 ○老々の家族、これからの事が心配。	地域住民を幅広く対象とした福祉学習を推進しながら、地域でコミュニケーションが持てる体制をつくる。 ○サロンなどに参加し、地域の人と接点を多く持つ。 ○老人クラブなどいろいろな集まりに積極的に参加する。 ○デマンド交通の利用を勧める。 ○行政などの出前講座などを利用する。
（2） 日常生活の手助けがほしい ○高齢者等への生活支援がほしい（草取り、雪かき、ゴミ出しなど）。	福祉員が把握しておき、必要があれば手助けし、各方面に相談をする。 ○「しあわせ・あづみん」を勧める。 ○ボランティアグループにお願いしてみる。 ○近隣の人達同士で協力しあう。 ○シルバー人材センターにお願いする。 ○隣組単位ぐらいに年配者の相談相手になれる人をお願いする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○行政 ○福祉員 （隣組長） ○地域住民	○地域住民を対象に福祉学習講座を行う。	……▶		
○社協 ○民生委員 ○福祉員 （隣組長）	○要援護者のニーズの把握。 ○ボランティアグループとの連携をとって協力体制をつくる。	……▶		

B 堀金地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
2 福祉関係団体や当事者の活動	（1） 役を引き受けたくない 〇老人クラブやボランティア団体の役員になり手がない。 〇団体の維持が難しい。 〇役員の負担が大きい。	地域内・地区内で団体を把握して、相談、協力、応援体制の構築。 〇若い人達の入会を勧めながら、後継者の養成をする。 〇地区・区・公民館役員が事務的バックアップをする。 〇行政・社協等がバックアップする支援体制を確立する。 〇女性の方にも役員になってもらう。 〇役員の任期は単年ではなく、複数年務めてもらう。 〇老人クラブに青年部をつくり、若い世代に入ってもらう。
	（2） 子育てのサークルが欲しい	子育て支援を周知し活動の充実を図る。 〇児童館の利用について周知して、利用を勧める。 〇地区交流サロンを高齢者や子どもの多世代間の交流の場とする。
3 住民が参加できる場	（1） 地区の役員をしているが、連絡等が大変。	ボランティアセンターを周知し活動の充実を図る。 〇各個人が出来る事を自己申告し地区ボランティアに登録し、積極的に参加する。 〇会で連絡網を作り責任者の負担を軽くする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○公民館 ○地域住民	○世代間の交流を図り、相談、協力、応援体制の構築。	……▶		
○社協 ○子育てサークル ○児童館	○キッズパークの周知を図る。	……▶		
○社協 ○地域住民	○ボランティアセンターの周知を行い充実を図る	……▶		

C 堀金地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 必要な情報の提供	（1）介護や子育て支援のサービスを知らない ○介護保険を利用したいがどこへ相談したらよいか分からない。 ○いろいろなサービスがよく分からない。	地区等の集会などで、介護・子育てなどについて話題にする。 ○市などの出前講座をして地区で周知する。 ○社協の総合相談窓口の利用を勧める。 ○地区で学習会を行い関心をもってもらう。 ○民生委員を通じ情報を得て相談する。
2 相談体制づくり	（1）老後の健康と体力が不安 ○高齢者世帯で老後の生活・年金などに不安 がある。 ○子育ての相談場所がほしい。 ○一人暮らしの高齢者で、普段及び緊急時に 頼れる人がいないので、見守り・相談支援が必要である。	福祉員が相談にのり、各相談窓口へつなぐシステム作り。 ○社協、行政、民生委員、包括などに相談する。 ○気軽に健康相談ができる場を作り周知する。 ○福祉員と民生委員が連携する事が重要である。
3 サービスの利用援助	（1）福祉サービスを嫌がる ○適切な福祉サービスにつながらない。 ○一人暮らし高齢者で食事に不自由している人に支援が必要である。 ○寝たきり高齢者を一時又は長期に預けるところがほしい。	社協、行政、包括、サービス事業者等が連携し、生活課題を発見、解決のため地域全体を強化していく。 ○サービスの紹介、利用の良さ、利点などパンフレットで呼びかける。 ○配食サービスなどを該当する方に周知する。 ○介護支援ではない新しい仕組みの楽しみの場所（サロン等）を作る。 ○最初は利用者に誘ってもらったり、体験してみる。
	（2）デマンド交通あづみんの利用方法を知らない ○利用者のニーズにそぐわない。	地区、隣組の集会等でデマンド交通あづみんの利用方法を周知する。 ○利用方法のチラシを配布し周知する。 ○利用者の要望を運行委員会へ反映させる（土日祝日の運行、他地域への直行便、５時過ぎの運行）。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○民生委員 ○行政 ○介護事業所	○地区の集会等で福祉サービスを周知する。	……▶		
○社協 ○行政 ○民生委員 ○包括	○福祉員が相談にのり、各相談窓口へつなぐシステムを作る	……▶		
○社協 ○行政 ○包括	○各関係機関との連携を密にし、ケアシステムの構築。	……▶		
○社協 ○地域住民	○地区の集会等で利用方法等周知	……▶		

C 堀金地域　活動計画
個を支える

4 サービスの充実と開発

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 福祉施設がほしい ○近くに気楽にリハビリが出来る施設がほしい。 ○自立支援法が変わって生活しにくくなった。	社協介護事業（デイケア・ショートステイ等設置）の検討及び充実。 ○堀金地域内の既存施設でデイケアがあればよい。
（2） 託児所がほしい ○幼児を安心して遊ばせる遊具のある広場や空き地が少ない。 ○託児所がほしい。	児童館・ファミリーサポートの利用を周知する。 ○児童館のキッズパークなどの利用をするように周知する。 ○ファミリーサポートの利用をすすめる。
（3） 外出手段がない ○歩けないので行きたい所へいけない。 ○交通手段が少なく、通院・買物・美容院などへ行きたいが行けない。 ○タクシーでは費用がかかる。	しあわせ・あづみんの利用を周知する。 ○出張サービス（理美容、買物、出張販売）他を受ける事が出来るシステム作りをする。 ○社協、行政の福祉サービスの一覧をつくり、地域に周知する。
（4） 高齢者・障がい者の人達が困らない施設がほしい ○高齢者の人権を守る。 ○介護は一人で抱え込まない。	重度の人達を支援する所、相談場所を設ける。 ○学習しないと高齢者、障がい者の立場に立てない。 ○社協のリフレッシュ事業へ参加する事をすすめる。 ○地域で見守り相談にのる。 ○社協の総合相談を利用する。
（5） 雇用の創出ほか ○働きたいが働く場がない。	福祉センターを拠点とした相談事業を周知し、総合相談窓口の機能を強化する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○市社協 ○支部社協 ○介護事業所	○社協内で介護事業の充実を調査・検討する。	……▶		
○社協 ○児童館	○児童館・ファミリーサポートの周知をする。	……▶		
○社協 ○行政	○しあわせ・あづみんの利用を周知する。	……▶		
○社協 ○包括 ○地域住民	○福祉員が地域で見守る体制づくり。	……▶		
○社協	○相談体制を強化する。	……▶		

D 堀金地域　活動計画
支える人を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 地域での福祉学習	（1） 住み慣れた地域で、家族と穏やかに暮らしたい ○家族とうまくいかない。 ○各団体の役員を嫌がって辞めて行く人がいる。	地域で大勢の人と接し、家族との接し方・考え方を学び意識を変える。 ○小さい時から相手を思いやる気持ちを育てる学習をする。 ○優しい気持ちになれるよう、あいさつ運動をすすめる。 ○地域内で役を分担しながら支え合う。
	（2） 障がい者の悩み、他 ○障がい者や介護者家族を、どう支えていけばよいか。 ○障害のある子ども・兄弟の事、家屋の維持などが心配。	心配ごと相談を利用するよう周知する。 ○民生委員が注意して見守り、内容によっては各関係へ連絡してる。対応する。 ○成年後見制度を教える。 ○相談事業の充実を図る。
	（3） 振り込め詐欺、訪問販売の対応	悪質な振り込め詐欺・訪問販売・制度等の周知。 ○広報無線で呼びかける。 ○住民相互の支え合い活動を見つめなおす。 ○クーリングオフ制度を学んでもらう。
4 ボランティア活動の充実	（1） ボランティア活動を充実させたい ○グループのメンバーへの連絡が大変。 ○ボランティアの知識不足。 ○各事業がマンネリ化傾向になりやすい。 ○一人暮らし高齢者宅の雪かきの要望が多い。	ボランティアについて勉強会を開催し理解していただく。 ふれあい祭り・地区の催し等でボランティアに協力を求める。 ○ボランティアの集いを持って学習をする。 ○ボランティア活動への積極的な勧誘。 ○講師など招いて学習会などを開催する。 ○ボランティアセンターへの入会を勧める。 ○雪かきなど男性ボランティアで地区内の割り振りをして行う。 ○民生委員、地区社協会長、区長、公民館役員など退任したら、ボランティア会や各団体に入会するよう勧める。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○公民館 ○地域住民	○堀金地域を対象とする、あいさつ運動の実施 ①５月にあいさつ運動を実施する。 ②保育園、小・中学校、老人福祉センターのあいさつ運動に支部役員、民生委員、行政関係者が参加する。	○前年度の活動を見直しながら、各地区で実施できるか検討する。	……▶	
○社協 ○民生委員 ○包括	○心配ごと相談を利用していただくよう、地域へ周知する。	……▶		
○社協 ○行政 ○地域住民	○悪質な詐欺・訪問販売・制度等を地区及び団体を通じて勉強会を行う。	……▶		
○社協 ○地区社協 ○ボランティア	○ボランティアについて勉強会を行い、多くの人に理解を深めていただき、地区へのボランティアの協力。	……▶		

A 明科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

1 小地域での活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）

（1）
高齢者の不安

○日中独居状態の高齢者の孤独感と何かあったらどうしようという不安や将来への不安。

（1）
生活支援

○今のところ家族の協力を得られない高齢者、または一人暮らし高齢者、高齢者世帯の生活が不安

「解決策」（こうすれば解決するのではないか）

体制づくり（地区社協・区長会が連携して体制をつくっていく）

○集会時の意識化。サロンその他で声をかける。
○高齢者の生活課題（何に困っているのか・何が課題なのかなど）をワークショップなどで確認する機会を設ける→それをどう解決していくのかをできる地区から考える。
○地区社協役員で任期退任された方については、経験者として継続してもらうよう理解を求める。

小地域でのつながり

○福祉員の理解と意識を深めるよう説明を継続していく。福祉員はさり気なく見守り「2～3日留守するでたのむね」と隣の家や隣組長に言って出かけられる地域の雰囲気づくりをする。
○隣組長（福祉員）への意識づけと同時に、普段のつながりができる隣組単位の懇親会（新年会・お花見・お茶のみ会など）に参加できる体制づくりをしていく。

住民参加型有償在宅福祉サービス「しあわせ・あづみん」をより広くPRする

○具体的な事例を示してPRをする。（中山間地の買い物支援など）
○困っている人の把握とその人にどう情報を伝えていくか。
→　民生委員にチラシを配って声をかけてもらう。まず関係機関に説明をし、理解してもらう。

個々の実態に応じた対応をする

○緊急通報サービス（市）、安心コール（社協）などの利用促進
○サービス内容等の情報提供をする。（民生委員によるPR等）

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○支部 ○地区社協 ○区長 ○区長会	○第 2 期地域福祉活動計画の説明会（区長会・地区社協会等各組織の連携）	○区内の各組織の連携	……▶	
○社協 ○地区社協 ○区	○地区の組織が整ってきたら、生活課題へも取り組んでいく。 ○役員編成の検討をしてもらえるよう働きかける。	……▶	……▶	……▶
○支部 ○地区社協 ○区 ○区内の諸団体	○福祉員を中心とした地区社協の役割等の説明会を開催（継続）	……▶	……▶	……▶
○社協 ○支部 ○地区社協 ○区 ○民生委員 ○ケアマネージャー	○民生委員等による個別対応（継続） ○様々な会合でのPR ○ケアマネージャーなど困っている人を支援する人たちに説明する機会を設ける。	……▶	……▶	……▶
○社協 ○民生委員 ○行政	○民生委員等による個別対応（継続）	……▶	……▶	……▶

A 明科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

1 小地域での活動

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1）生活支援 ○今のところ家族の協力を得られない高齢者、または一人暮らし高齢者、高齢者世帯の生活が不安。	地区社協を活発化し、さらに他団体と共催行事を行う時などに情報を得る。 ○地区内の実情に合わせてできるところから実施。
	災害時住民支え合いマップを更に充実していく。 ・毎年更新する必要があるため、研修会を継続していく。また、災害が起きたとき活用できるよう、市とも連携をとり見直しをしていく。
	福祉員の理解と意識を深める。 ・福祉員が隣近所の変化に気づいたら地区社協や民生委員へ橋渡しをする。 ・機会あるごとに地区社協から区（常会）へ働きかける。必要に応じて社協より説明に出向く。
（3）老々世帯の不安 ○どちらかが認知症の症状（徘徊・妄想）が急に出たときに、預かってくれるところがほしい。また、そういう時に援助してくれる人がほしい。	地域の見守り体制をつくっていく。 ○近所の人に話しておく。（家族） ○ケアマネがまわりに周知するよう勧める。 ○地域の意識を高める。 ○「認知症サポーター養成講座」の開催。
（4）その他 ○子どもが、親の目の届く範囲で安全・安心に遊べる場所が少ない。子育ての環境整備が不十分。 ○スポーツ少年団等に入っている子どもが多く、土日などの地区行事に出てくる子どもが少ない。子どもを対象とした行事の開催が難しくなってきている。	地域の子育ての環境づくりをする ○隣近所で見守りができるような地域づくりに心がける。世代交流などの行事を開催し、普段から顔の見える関係づくりをする。 ○地域の子どもは地域で育てるという意識を持つ。 ○地域の公園・遊具の整備をし、地域で管理する。
	他団体と共催するような地区行事の方法を工夫する。 ○時間帯や時期などを工夫する。 ○別々の内容を共催すると、参加する回数が増えて余計に負担になるので、他団体といっしょにできる内容を計画する。（ラジオ体操・三九郎等）

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○地区社協 ○区 ○地区関係団体	○区関係団体と連携をとる。	……▶		
○支部 ○地区社協 ○区 ○行政 ○自主防災組織	○区単位で、マップの見直しをする。研修会の開催。	……▶		
○社協 ○地区社協 ○民生委員	○福祉員を中心とした地区社協の役割等の説明会を開催（継続）	……▶		
○社協 ○区 ○地区社協 ○隣組 ○行政	○認知症サポーターをより広く養成する。	○認知症の見守りができるまちづくりを検討していく。	……▶	
○区 ○地区社協	○現在行っている地域の見守りの意識強化に努める。（継続）	……▶		
○区 ○地区社協 ○育成会	○地区ごと伝統行事など継続してもらう。（継続）	……▶		

A 明科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

2 ネットワークづくり

「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
（1） 介護サービスを受けるのに、特に山間地の道幅が狭く車の出入りが困難。 また、雪が降ると更に困難	在宅介護サービスが受けられるよう整備するため、どの地区がどのように困っているのかを把握し、具体的な策を考える。 ○行政が調査している実態調査の結果に基づいて、社協・地域が連携してより良い策を考えていく。 → ①地域でできることはやる。 ②行政へ要望する。（冬場の居住施設を設ける、雪かきの範囲を広めてもらう・道の整備など） ○住民参加型有償在宅福祉サービス「しあわせ・あづみん」の充実。特に山間地の支援をしてくれる支援会員を増やす。声をかける。困っている人へつなぐ。
（2） 介護予防のためにいろいろなところに参加したいが、参加できない	いきいきサロンやお楽しみ会に、介護予防的な要素を取り入れて、健康維持のために気軽に参加できるようにする。 ○内容の具体例などを示し、血圧測定・保健師や看護師が出向くなど健康管理面での向上を図り健康と生きがいを育む。
（3） 交通手段がなくて休日のイベントへの参加ができない	デマンド交通あづみんをより住民のニーズに沿ったものになるよう見直しをする。 ○引き続き要望をしていく。
（4） 家族がいても支援を受けられず不安 高齢による障がいもあり、何かあったときどうしようという不安（高齢者）	サロンなど交流の場に出掛けられるようにし、積極的に情報交換をする ○隣近所で声をかけあう。 ○福祉員（隣組長）が声をかける。気にかけて見守りをする。
（5） 異常気象による災害が心配。松くい虫被害による伐採のため、土砂崩れが起きるのではないかと不安	地域の見守りを心がけ、普段と違うと気づいた時や、災害の危険を感じたときは、区へ情報を提供し、地区と行政が連携を図り対応する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○行政 ○区 ○地区社協 ○民生委員	○各地区で、地域の実態調査と体制の検討・整備をしていけるよう働きかける。 ○実態に合わせた対策を検討し、できることと要望することなどを整理する。	○地域でできることからはじめる。	……▶	……▶
○社協 ○地区社協 ○民生委員	○民生委員など福祉を支援する人たちへの周知をする。	……▶	……▶	……▶
○地区社協 ○区 ○社協 ○行政	○いきいきサロンやお楽しみ会に介護予防の目的を取り入れ、必要に応じて社協職員が出向くなど積極的に関わる。行政と協働する。（継続）	……▶	……▶	……▶
○地区社協 ○社協 ○行政	○引き続き要望していく	……▶	……▶	……▶
○地区社協 ○区 ○社協	○声をかける	……▶	……▶	……▶
○行政 ○社協 ○区 ○自主防災	○災害時ささえあいマップの中で危険個所の表示をする。	……▶	……▶	……▶

A 明科地域　活動計画
支えあいのかたちをつくる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
3 家族との関係	（1） 住み慣れた家（土地）でできる限り暮らしたいが不安	家族間で話し合えるような関係づくり 隣近所で連携をとる。
	（2） 介護サービス利用の際の手続きの難しさと高齢化することへの在宅生活への不安 〇老々世帯で夫が介護サービスを利用しているが、デイサービスへ行きたがらないので体力や気力の衰えを感じて不安。	介護が必要となったとき、 社協・行政に相談する。 〇総合相談窓口の利用促進 〇地域包括支援センター等行政の相談窓口の利用。 介護サービスを利用している方へは、ケアマネージャーや主治医と家族が連携して支援する。
	（3） 家族がいても支援が受けられない高齢者の不安。家の周りの草取りや家屋の維持管理ができなく不安 親の年金をあてにして若い人が働かないで困る	公的機関の相談窓口・サービスを利用する。 〇総合相談窓口・地域包括支援センター等行政の相談窓口を利用する。 〇家族で話し合いをしてもらう。または身近な人へ相談。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○家族 ○隣近所 ○地区社協	○家族で話し合う。 ○福祉員の意識づけ（継続）声かけ。	……▶		
○家族 ○行政 ○社協	○相談窓口の利用促進の PR をする。 ○支援体制の中でケアマネ等が家族に働きかける。	……▶		
○家族 ○行政 ○社協	○相談窓口の利用促進の PR をする。	……▶		

B 明科地域　活動計画
お互いのふれあいを広げる

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 サロンでの交流	（1） 住み慣れた地域での不安 ○日中高齢者のみとなり不安で寂しい。 ○気力や体力が弱まり不安。 ○近所づきあいや地域の絆が薄れてきている。	「足腰の強い地区社協」が土台になりいきいきサロンを展開していく。 「ズクを出そう！！」 地域の実情に合った形のサロンになるよう見直しを要望していく。 ○地域の地区社協役員や、地域の世話やきさんが中心になり、自由な発想で独自性のあるサロンにしていく。 ○地元の人材ををいかす。手芸やそば打ち、歴史など様々な分野を得意とする地元の人がサロンに関わってもらえるよう積極的に働きかける。関わった人の生きがいづくりにもなる。 ○住民のニーズを受け止めながら、健康づくり推進委員・地域の世話やきさん・社協職員・保健師等と連携をしていくことを検討する。
2 福祉関係団体や当事者の活動	（1） 福祉団体としての活動が困難になってきている ○会員を増やすことが困難。 ○役員のなり手がない。	活動内容の周知をはかる。 団体の当事者が、活動の目的等を明確にするなど内容の見直し・検討をしていく。
3 住民が参加できる場	（1） 仕事一筋で来た人などが、定年後地域の中でどう関わっていけばいいのかわからず不安	参加しやすい地域の活動内容を紹介していく。 積極的に地域の行事に参加する。 ・ナイターソフト・バレーなどの公民館活動へ参加する。 ・地域の会合や行事・サロンなどに参加する。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○区 ○地区社協 ○公民館 ○社協 ○ボランティア ○行政 ○健康づくり推進委員	○関係機関と協力して現在の活動の情報を拡大して、関わる人、支える人などを増やす体制づくり。 ○サロンの内容を検討をする。	○回数を増やすなどサロンを拡大していく。	……▶	
○福祉団体 ○社協	○広報誌等に活動内容を掲載して周知する。	……▶	……▶	……▶
○本人 ○地区社協 ○関係団体 ○社協	○地区社協だよりや公民館だよりで紹介する。 隣近所で誘う。	……▶	……▶	……▶

C 明科地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 必要な情報の提供	（1） 高齢者の将来の不安 ○ひとり暮らしなので将来が不安。 ○高齢になって、調査や文書・外出時の交通手段など在宅生活が不安。 ○障がいがあるが、将来も地域で暮らしたい。 ○高齢の親・障がいのある子どもの将来が心配。	必要な情報の提供。 ○ひとり暮らしのつどいや、サロンなど人が集まるところでのPR 困りごとや悩みを抱えている人へ個別に情報を提供する。 ○民生委員から個別に伝える。
	（2） 高齢者の現在の課題 ○ひとり暮らし高齢者が外出する時、１人では行けなくて困っている。誰かに連れて行ってほしい。	一人ひとりの気持ちに寄り添い相談にのる。 ○本人の要望を聞きながら、ケースバイケースに対応していく。 一緒に考える。 情報提供をする。 ○民生委員・社協職員より
2 相談体制づくり	（1） 個々の課題 ○悩みごとを相談する相手がいない。 ○障がいがあり地域で暮らしている困りごとを抱え、どうしてよいかわからない。 ○子どもの結婚が心配。 ○障がいがある子供に対する心配。 ○家族の援助が受けられず、介護に対する不安がある。	総合相談窓口の利用、心配ごと相談の利用促進。 ○一人ひとりに寄り添ってきめ細かに対応していく個別支援の実施 ○地区の行事・集会・サロン等に参加して情報を得る。相談に出向くきっかけづくりをする。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○民生委員 ○行政	○機会があるごとに情報の提供をする。 ○個別相談に対応できるよう総合相談窓口の強化をする。	……▶		
○民生委員 ○社協	○総合相談窓口を充実させる。 ○一人暮らし高齢者などを対象に、社協のサービスや制度上のサービスなどを一覧表にして、民生委員に届けてもらう。	……▶		
○本人 ○地区社協 ○社協 ○民生委員 ○行政	○総合相談・心配ごと相談の PR をする。	……▶		

C 明科地域　活動計画
個を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
3 サービスの利用援助	（1） **高齢・障がいに伴う不安** ○家族がデイサービスの利用を嫌がる。 ○介護保険を利用している世帯等で、日常生活が不安。（ゴミだし・農作業など） ○障がいのある人が日常生活・地域生活において不安。 ○高齢化により体力に衰えを感じ不安である。	**住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの利用を勧める。** ○地域包括支援センター・ケアマネージャー（介護）への相談 総合相談・心配ごと相談などで情報を提供する **日常生活や介護の不安解消。** ○総合相談・心配ごと相談・地域包括支援センター等の利用促進
4 サービスの充実と開発	（1） **高齢・障がいに伴う不安** ○交通手段がなく休日のイベントに参加できない。 ○山間地の高齢者世帯の生活が不安。 ○障がい者が外出するとき不安なので付き添って欲しい。	**交通手段。** ○デマンド交通へ引き続き要望していく **日常生活や介護の不安解消。** ○総合相談・心配ごと相談・地域包括支援センター等の利用促進 **障がい者の外出支援。** ○移動支援・同行援護（ヘルパー）など既存のサービスの周知をし利用促進をする。 その中から新たな課題を拾い、なお一層、開発・充実につなげる。
	（2） **高齢者の現在の課題** ○ひとり暮らし高齢者が外出する時、１人では行けなくて困っている。誰かに連れて行ってほしい。	**地域にある様々な機関と連携協働し、高齢者の外出支援やそれに代わる新たな仕組みなどを検討する機会を設ける。** ○行政・社協等福祉の専門分野だけでなく、地域を取り巻く多くの機関と関わりをもってより良い地域づくりをしていくきっかけとしていく。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○社協 ○地域包括支援センター ○行政 ○民生委員	○総合相談・心配ごと相談の PR をする。	……▶		
○社協 ○行政	○サービス内容の情報を伝える。	……▶		
○社協 ○行政 ○地域にある関係機関	○関係機関と連携・協働し、新たな仕組みを検討する機会を設ける。	○出来ることから始める	……▶	

D 明科地域　活動計画
支える人を支える

	「生活課題」（今、こんなことに困っている）	「解決策」（こうすれば解決するのではないか）
1 地域での福祉学習	（1） 介護予防のためにいろいろなところに参加したい。また、介護が必要になったときの手続きがわからない （2） 家族が介護が必要になったときにどうしたらいいか不安 （3） 老々世帯の不安 ○どちらかが認知症の症状（徘徊・妄想）が急に出たときに、預かってくれるところがほしい。また、そういう時に援助してくる人がほしい。	いきいきサロンやお楽しみ会やその他の地区社協活動の中等に、学びの機会を設ける。 ○介護予防的な要素や、ケアマネジャー等による学習会を取り入れる。 地域の見守りの意識を高める。 ○認知症サポーター養成講座や、出前講座を開催する。
3 ボランティアセンターの充実	（1） 仕事一筋で来た人などが、定年後地域の中でどう関わっていけばいいのかわからず不安	定年後の世代の人が、地域で活躍できるよう、生きがいづくりができるよう、ボランティア活動の情報を提供する。
4 ボランティア活動の充実	（1） 住み慣れた地域での不安 ○日中高齢者のみとなり不安で寂しい。 ○気力や体力が弱まり不安。 ○近所づきあいや地域の絆が薄れてきている。	地域ボランティアを養成し、サロンなど気軽に集える場を増やす。 ○地域の役員及び先に立つ方が参加できる研修会を開催する。 ○地域でいきいきサロンや生きがいづくりなどで積極的に活動してくれる地域の世話やきさんを養成し活動してもらう。

実施主体 協力依頼先	解決に向けての具体的な活動計画 平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
○区 ○地区社協 ○社協 ○行政	○地区社協活動に、福祉学習を取り入れてもらうよう働きかける。 ○可能な地区から福祉学習を計画し、実施。	……▶		
○社協	○広報誌等でボランティア活動の情報提供をする。	……▶		
○地区社協 ○社協	○地域の世話やきさん養成講座の開催。（継続）明科地域での開催を検討する。	……▶		

2. 安曇野市社協の地域福祉事業

安曇野市社協では、地域福祉活動計画に位置付けて下表のような地域福祉事業を行っています。今後、地域のニーズに照らし、地域福祉活動計画の評価とともに見直していきます。

地域福祉活動計画の大分類における安曇野市社協地域福祉事業

	本所	豊科支所	穂高支所
支え合いのかたちをつくる	地域福祉活動計画策定事業	地域福祉運営事業	地域福祉運営事業
	地区・支部社協機能強化支援事業（支部運営会）（地区社協研修会）	地区・支部社協機能強化支援事業（ふれあい・いきいきサロン、災害時住民支え合いマップ作成等の支援）	地区・支部社協機能強化支援事業（ふれあい・いきいきサロン、災害時住民支え合いマップ作成等の支援）
	ふれあい・いきいきサロン（地域住民グループ支援）事業		
お互いのふれあいを広げる	ふれあいバスの旅	ふれあいバスの旅	ふれあいバスの旅
		豊科福祉バザー	
	希望の旅	一人暮らしの集い	一人暮らしの集い
	社会福祉大会	老人福祉センター管理運営事業	地域福祉センター管理運営事業
	福祉団体事務	福祉団体事務	福祉団体事務
		陶芸館事業	
			ふれあい広場
個を支える	生活福祉資金貸付事業		車椅子移送車両貸与事業
	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
	地域福祉権利擁護事業		
	住民参加型有償在宅福祉サービス	住民参加型有償在宅福祉サービス	住民参加型有償在宅福祉サービス
	ファミリーサポート事業		
	心配ごと相談事業	心配ごと相談事業	心配ごと相談事業
	婚活サポート事業		
	安心コール事業	安心コール事業	安心コール事業
			北部地域包括支援センター事業
	地域交通ネットワーク事業		
	災害援護金事業	災害援護金事業	災害援護金事業
	児童館管理運営	児童館管理運営	児童館管理運営
支える人を支える	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業
	朗人大学事業	ささえあいセンター管理運営事業	
	高校生サマーボランティアスクール	小中学生サマーチャレンジボランティア	小中学生サマーチャレンジボランティア
	福祉学習推進事業	福祉学習推進事業	福祉学習推進事業
	福祉協力校助成事業		ボランティア体験教室事業
	災害時ボランティア構築事業		
	ボランティア情報発信事業	ボランティア情報発信事業	ボランティア情報発信事業
	共同募金配分金助成事業		

三郷支所	堀金支所	明科支所
地域福祉運営事業	地域福祉運営事業	地域福祉運営事業
地区・支部社協機能強化支援事業（ふれあい・いきいきサロン、災害時住民支え合いマップ作成等の支援）	地区・支部社協機能強化支援事業（ふれあい・いきいきサロン、災害時住民支え合いマップ作成等の支援）	地区・支部社協機能強化支援事業（ふれあい・いきいきサロン、災害時住民支え合いマップ作成等の支援）
ふれあいバスの旅	ふれあいバスの旅	ふれあいバスの旅
三郷ふれあいマーケット		明科福祉まつり
一人暮らしの集い	一人暮らしの集い	一人暮らしの集い
福祉センター管理運営事業	老人福祉センター管理運営事業	
福祉団体事務	福祉団体事務	福祉団体事務
高齢者安心訪問	一人暮らし配食事業	おせち料理配食事業
男性の料理教室	のびのびっこ広場	子育て孫育てサロン
車椅子移送車両貸与事業	車椅子移送車両貸与事業	車椅子移送車両貸与事業
日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業
地域福祉権利擁護事業		
住民参加型有償在宅福祉サービス	住民参加型有償在宅福祉サービス	住民参加型有償在宅福祉サービス
心配ごと相談事業	心配ごと相談事業	心配ごと相談事業
安心コール事業	安心コール事業	安心コール事業
南部地域包括支援センター事業	南部地域包括支援センター事業	
災害援護金事業	災害援護金事業	災害援護金事業
児童館管理運営	児童館管理運営	児童館管理運営
ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター事業
小中学生サマーチャレンジボランティア	小中学生サマーチャレンジボランティア	小中学生サマーチャレンジボランティア
福祉学習推進事業	福祉学習推進事業	福祉学習推進事業
福祉教室事業	福祉教室事業	
ボランティア情報発信事業	ボランティア情報発信事業	ボランティア情報発信事業

資料編

1．安曇野市社協および安曇野市行政による主な福祉サービス

【高齢者関係】

安曇野市［社協］が実施するサービスに関する内容は、【裏表紙】に記載の社協各支所へお問い合わせください。電話番号を記載してあります。

安曇野市［行政］が実施するサービスは、安曇野市福祉部長寿社会課発行の「介護保険・高齢者福祉サービスガイド」より引用しています。サービスによっては事前の申請が必要であったり、利用の条件が更に詳しく定められていたりするものもあります。

詳細は安曇野市 福祉部 長寿社会課 長寿福祉係
電話 81-0731・ファックス 81-0703 へお問い合わせください。

安曇野市 保健医療部 介護保険課 介護予防係
電話 81-0732・ファックス 81-0703 へお問い合わせください。

安曇野市 保健医療部 介護保険課 介護保険担当
電話 81-1636・ファックス 81-0703 へお問い合わせください。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
自宅で受けられるサービス	訪問介護事業［社協］	利用者のご自宅に資格を持ったヘルパーが訪問し、排泄介助、食事介助等の身体介護や介護できる同居家族のいない場合には、掃除、洗濯、調理等の家事援助を行います。
	えがお（制度外ホームヘルプサービス）［社協］	社協が運営する訪問介護事業所をご利用いただいている方を対象に、介護保険制度の対象とならない家事のお手伝いや身体介護、安否確認などを行います。 サービスの提供時間や内容により利用料がかかり、併せて交通費をいただきます。
	訪問入浴介護事業［社協］	通所介護（デイサービス）の利用が困難な重度の要介護者を対象に、看護師及び介護福祉士等３名が、浴槽を載せた入浴車でご自宅まで訪問し、お部屋で入浴サービスを提供します。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
自宅で受けられるサービス	訪問看護事業 ［社協］	医療行為を必要とする方に、看護師などの有資格者が訪問して、医師の指示に従って療養上の世話、血圧、脈拍などの体調チェックや医療的処置を行います。また、本人・家族の相談にのるなど、精神的なサポートも行います。
	配食サービス ［社協］ ［行政（長寿福祉係）］	食事の用意が困難で見守りが必要な概ね 65 歳以上の独り暮らしの方や、高齢者のみの世帯、障害のある方を対象に、栄養バランスに配慮したお弁当をお届けし、安否の確認も行います。 お弁当 1 食 400 円、おかずのみ 350 円です。
	訪問理美容 サービス ［行政（長寿福祉係）］	65 歳以上で要介護度 3 以上の方で寝たきりなどの方が家庭で快適に過ごせるよう、理容師・美容師が自宅へ出張して、理美容を実施し、利用料金の一部を補助します。 1 回あたり 2,000 円を補助し、年間利用回数は 6 回を限度とします。（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 をお持ちの方も対象）
	軽度生活支援 サービス ［行政（長寿福祉係）］	65 歳以上の者のみの世帯で日常生活の援助が必要な方を対象に 、ごみ出しや暖房機器への給油、家周りの手入れ、家屋の軽易な修繕、除雪など軽易な作業を支援します。 利用金額は、ごみ出し、暖房機器への給油は 1 回 100 円（30 分以内）、家周りの手入れ、家屋の軽易な修繕は 1 回 200 円（1 時間以内）、除雪は 1 回 500 円（1 時間以内）になります。
	生活管理 指導員派遣 サービス ［社協］ ［行政（長寿福祉係）］	社会適応（生活習慣等）が困難な概ね 65 歳以上の方を対象に、在宅で日常生活を送るためホームヘルパーが訪問し、生活上必要な支援や指導を行います。 「要支援」「要介護」の認定を受けている方は利用できません。 利用金額は 1 回につき 200 円です。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
日中活動・宿泊サービス	通所介護事業 （デイサービス センター） ［社協］	自宅で暮らす要支援・要介護の方を対象に、施設において昼食、入浴、レクリエーションなどのサービスを提供します。 安定した在宅生活を支えるとともに社会的孤立感の解消、心身機能の向上、家族の身体的・精神的な負担の軽減が図れます。
	認知症対応型 通所介護事業 ［社協］	認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が通所介護の施設に通い、昼食や入浴、レクリエーションなどのサービスを利用していただきます。 自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを図れます。
	生活管理 短期宿泊 （ショートステイ） サービス ［行政（長寿福祉係）］	社会適応（生活習慣等）が困難な概ね65歳以上の方を対象に、在宅で基本的な生活が送れるよう養護老人ホームへ短期間宿泊し、生活上必要な支援や指導が受けられます。 「要支援」「要介護」の認定を受けている方は利用できません。 利用金額は1日につき380円（食事代は別途）で、原則として7日間以内の利用です。 利用可能な施設は、養護老人ホーム安曇寮及び養護老人ホーム温心寮です。
	緊急宿泊支援 （緊急時の ショートステイ） サービス ［行政（長寿福祉係）］	介護者が葬祭や急病などの理由により急きょ自宅で介護ができず、自費により宅幼老所の宿泊サービスを利用した方を対象に、費用の一部を補助します。 要した費用（食費、送迎費、入浴費を除く）の8割、1泊につき4,000円を上限とします。利用できるのは連続3泊以内です。
外出を支援するサービス	福祉有償 運送サービス ［社協］	公共交通機関の利用が困難な高齢者および障害者の通院の利便を図るために、明科地域限定で行っています。 所得制限あり（所得税を支払っている方は対象外）
	デマンド交通 あづみん ［社協］	8時から16時まで電話による受付により希望する場所の戸口から戸口へお届けする乗り合い型のタクシーです。1乗車300円（各種障害者手帳をお持ちの方100円）

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
外出を支援するサービス	高齢者 通院等支援 サービス ［行政（長寿福祉係）］	65 歳以上で「要介護度 3 ～ 5」の認定を受けている方を対象に、医療機関への通院や福祉施設への送迎をする際に利用できるタクシー券の交付をしています。500 円分のタクシー券を年間最大 30 枚交付します。
	寝たきり高齢者通院等支援 サービス ［行政（長寿福祉係）］	車いす、ストレッチャーを移動の手段としている高齢者を対象に、医療機関への通院や福祉施設への送迎をする際に、福祉タクシーの利用料金の一部を補助します。（身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方も対象） 補助される金額は、福祉タクシー利用料金の半額ですが、1 か月の補助限度額は 5,000 円です。
介護に関する相談	居宅介護 支援事業 ［社協］	介護保険の各種サービスを利用するための「ケアプラン」を利用者やご家族の希望にそって作成し、利用者の方の生活の質の向上と、自立した生活ができるようにします。
	介護相談事業 ［社協］	介護保険及び障がい者のデイサービスにおいて、介護者の介護相談に随時対応します。
	看護・リハビリ 相談事業 ［社協］	訪問看護ステーションの看護師及び作業療法士・理学療法士が、住民の看護やリハビリに関する相談に無料で対応します。
住宅に関するサービス	住宅改良に 対する補助 ［行政（長寿福祉係）］	65 歳以上の「要支援」「要介護」の認定を受けている方で、かつ、過去 3 年分の同居する家族全員の住民税所得割が非課税の方で、住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改良に要する費用の一部を補助します。 段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどの改良工事を対象とし、介護保険の住宅改修と併用して補助を受けられます。 対象工事費用の 9 割が補助額となり、ただし補助限度額は 63 万円になります。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
住宅に関するサービス	住宅改良のアドバイス［行政（介護保険担当）］	高齢者の住宅改良について相談・助言を希望する方を対象に、住みやすい高齢者のための住宅改修について、作業療法士などの専門家がご家庭に訪問し相談・助言をします。 利用金額は無料です。
その他のサービス	家族介護者交流事業［社協］	在宅において重度の要介護者を介護している方に、ひととき介護から離れていただき、介護者相互の交流などで心身のリフレッシュを図っていただきます。
	家庭介護用品購入助成券の交付［行政（介護予防係）］	①市民税非課税世帯で要介護度４～５の高齢者を在宅で介護している方、②またこれら以外の世帯で、要介護度３～５の高齢者を在宅介護している方を対象に、家庭介護用品購入の際に利用できる助成券を交付します。 ①の世帯には１ヶ月あたり5,000円券、②の世帯には１ヶ月あたり1,000円券を交付します。 対象品目は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、防水シーツ、清拭剤などです。
	緊急通報サービス［行政（長寿福祉係）］	65歳以上の一人暮らしの高齢者の方などが家庭で安心して暮らすことができるよう緊急通報機器の貸し出しをしています。（身体障害者手帳１・２級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象） 月額500円で利用できます。
	徘徊探知機の支援サービス［行政（長寿福祉係）］	徘徊行動のある65歳以上の要介護度１以上の介護をしている方を対象に、探索機器の購入、利用料金の補助を行います。 補助する金額は、探索機器初期購入費と5,000円のいずれか少ない方の額、並びに捜索費用の補助として１月あたりの捜索費と5,000円のいずれか少ない方の額です。

【障がい者関係】

安曇野市［社協］が実施するサービスに関する内容は、【裏表紙】に記載の社協各支所へお問い合わせください。電話番号を記載してあります。

安曇野市［行政］が実施するサービスは、安曇野市発行の「障害者福祉制度のあらまし」より引用しています。サービスによっては事前の申請が必要であったり、利用の条件が更に詳しく定められていたりするものもあります。

詳細は安曇野市 福祉部 福祉課 障害福祉担当
電話 81-0724・ファックス 81-0703 へお問い合わせください。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
自宅で受けられるサービス	障害者居宅介護事業［社協］	利用者宅を訪問し、家事援助や身体介護等、必要な支援を行います。
	訪問入浴サービス事業［行政］	障害者（児）を対象に、浴槽を載せた入浴車でご自宅まで訪問し、お部屋で入浴サービスを提供します。
	在宅障害者（児）等訪問歯科指導［行政］	64歳以下の在宅障害者（児）の方を対象に、自宅へ歯科衛生士が訪問し口腔ケアや歯科指導を行います。
各種相談や情報の提供	計画相談支援事業［社協］	障害のある方が障害福祉サービスを利用する際に、それらを利用するための計画を作成します。 また、サービス事業者との連絡調整を行ったり、サービスを利用する方の生活を見守ったり等の支援を行います。
	地域相談支援事業［社協］	長期入院や入所している方が、地域生活へ移行するための支援や、地域で暮らし始めた後の相談、緊急時対応等の支援を行います。
	障害児相談支援事業［社協］	障害のある児童が主に在宅での障害福祉サービスを利用する際に、それらを利用するための計画を作成します。 また、サービス事業者との連絡調整を行ったり、サービスを利用する方の生活を見守ったり等の支援を行います。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
就労・日中活動を支援するサービス	障害者就労 移行支援事業 ［社協］	企業や商店、農家などに雇用されて働くことを希望する方に、2年間を標準として、仕事に必要な訓練を行います。また、就労活動や、就職後の職場定着のための支援を行います。
	障害者就労 継続B型事業 ［社協］	いろいろな作業を通して、収入を得るための場所を提供しながら、仕事や生活に必要な能力を保ったり、高めたりする訓練を行います。
	障害者 生活介護事業 ［社協］	常に介護を必要とする人に、利用者の希望や身体の状態に合わせ、送迎、入浴、排泄、食事などの支援を行うとともに、心身のリフレッシュとなる日中活動の支援をします。 また必要な場合は主治医の指示書に基づき、看護師が可能な範囲において医療行為の伴う介護を行います。
	日中一時支援事業 ［社協］	在宅の障害者（児）で、介護者が一時的に家庭介護をできないとき、施設等で日中の介護を受けられます。
	放課後等 デイサービス ［社協］	就学中の障害児に対して、放課後や休校日に、通所により生活能力向上のための訓練、社会との交流促進を図る事業です。 また併せて、保護者の就労時間の確保等も図れます。
	児童発達支援事業 ［社協］	通所により、日常生活での基本的な動作や集団生活に馴染むことができるように、支援・訓練を行います。
	地域活動支援 センター事業 ［社協］	安心して過ごせる身近な場所で、余暇活動や創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を行う事業です。
	タイムケア事業 ［行政］	在宅の重症心身障害者（児）、知的障害者（児）、身体障害児、重度身体障害者、精神障害者であって、その介護者が一時的に介護できない時に指定された民間福祉団体等で支援をします。 利用時間は年間300時間（精神障害者は200時間）以内で、費用負担は食事等実費については自己負担となります。
	手話通訳者 ・ 要約筆記者の派遣 ［行政］	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が、社会生活上または日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
外出を支援するサービス	障害者移動支援事業［社協］	安曇野市に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅で暮らす方及び医師による診断書等により利用が認められた方で、屋外での移動に困難がある方を対象にヘルパーによる外出の支援を行います。 費用負担はありませんが、交通費等の実費は利用者の負担となります。
	同行援護［社協］	視覚に障害があることによって、外出などの移動に著しい困難がある方を対象に、安全に外出できるよう訪問介護員（ヘルパー）が必要な支援を行います。
	行動援護［社協］	自分自身での判断が困難な方が外出するときに、行動に伴う様々な危険を回避するための必要な支援を訪問介護員（ヘルパー）が行います。
	障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付［行政］	身体障害者手帳 1・2 級の方、療育手帳 A1・A2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方を対象に、500 円分のタクシー券を年間最大 30 枚交付します。 ただし、自動車税・軽自動車税の各減免を受けた方は対象外です。
	腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付［行政］	市内に住所を有する在宅の透析利用者で、身体障害者手帳の交付を受け、タクシーによる通院を必要とする方を対象に、500 円のタクシー券を月あたり 10 枚（年間最大 120 枚）交付します。
	腎臓透析治療通院時の交通費の助成［行政］	市内に住所を有する在宅の透析利用者で、身体障害者手帳の交付を受けており、市民税所得割非課税の方を対象に通院の際の交通費（燃料代）を助成します。 助成内容は「ガソリン単価×通院距離の 1 割×通院回数の 2 分の 1」ですが、1 ヶ月あたり 5,000 円を上限とします。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
その他のサービス	障害者（児）医療（福祉医療）［行政］	身体障害者手帳１～３級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳１～２級のいずれかを取得されている方又は、65 歳以上の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方を対象に、障害者（児）の健康保持と福祉増進を図るため、医療費の自己負担を助成します。
	補装具の交付・修理［行政］	障害の内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。補装具とは義肢や車いす、杖などを指します。（左記は一例です） 費用負担は、利用者及び配偶者（18 歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税の有無や本人の収入額により原則、基準額の１割の自己負担があります。
	日常生活用具の給付［行政］	在宅の障害者（児）・難病患者等の方を対象に日常生活の便宜を図るための用具を給付します。用具の一例として特殊寝台、移動用リフト、特殊便器、入浴補助用具、火災警報器などですが、詳細は市担当係への問い合わせが必要です。 費用負担は、利用者及び配偶者（18 歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税の有無や本人の収入額により原則、基準額の１割の自己負担があります。
	自動車改造費の助成［行政］	自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれ、所得税課税所得金額が一定の条件を満たしている方を対象に、その改造にかかった費用について 10 万円を限度に助成します。
	住宅整備事業［行政］	身体障害者手帳１～３級で 65 歳未満の方を対象に、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段、手すりの取り付け、床段差の解消等を整備改善する場合、補助金を交付します。 前年の世帯の所得税額が８万円以下の世帯で、補助限度額は 63 万円です。 この事業は市担当係への事前相談が必須となります。

【子育て関係】

安曇野市 **［社協］** が実施するサービスに関する内容は、**【裏表紙】** に記載の社協各支所へお問い合わせください。電話番号を記載してあります。

安曇野市 **［行政］** が実施するサービスは、安曇野市発行の「子育てガイドブック」より引用しています。サービスによっては事前の申請が必要であったり、利用の条件が更に詳しく定められていたりするものもあります。

詳細は安曇野市 福祉部 子ども支援課

電話 81-0727・ファックス 81-0703 へお問い合わせください。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
子どもの居場所・活動を支援するサービス	児童館管理運営事業［社協］	赤ちゃんから高校生まで（0 歳～ 18 歳）であれば自由に児童館を利用することができ、小さいお子さんや小学生を対象とした様々な行事、例えばふれあい農園や季節に応じた行事（こいのぼり運動会、クリスマス会、雛祭り、手作りおやつ）などを行っています。 また、子育てに不安のある方には、小さなことから専門的なことまで何でも相談できる「子育て相談」も実施しています。
	放課後児童クラブ［社協］	保護者が就労のため家庭にいない小学校 1 ～ 4 年生の児童（平成 22 年 3 月現在）を対象に、小学校下校後または長期休みに児童館でお預かりして、児童の保護及び健全育成を目的としています。 児童のいる世帯の状況に応じて負担金がかかります。
	放課後子ども教室（わいわいランド）［行政］	市内小学校に在籍する 1 ～ 6 年生を対象に、市内全小学校で放課後の子どもの居場所（学校敷地内）を確保し、子どもたちが主体的に体を動かし遊び楽しむ時間として、様々な体験活動を行っています。毎週水曜日の授業後から下校時刻までの実施で、参加費は無料です。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
子どもの居場所・活動を支援するサービス	オールフィールド事業［行政］	安曇野市内の小中学生を対象として、サマーキャンプ、雪遊び体験、ジュニア・少年リーダー養成、他市町村との交流などの子ども体験事業を実施しています。
	地域フィールド事業［行政］	各地域の公民館では子どもまたは親子で参加できる自然や科学体験、工作、料理、生け花などの講座を開催しています。
ひとり親家庭を支援するサービス	母子寡婦福祉資金貸付制度［行政］	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親またはその児童へ修学資金、生活資金等を長野県がお貸しする制度です。
	自立支援教育訓練給付金支給事業［行政］	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の父子・母子家庭の父親又は母親等が介護職員初任者研修、経理事務、医療事務等の専門性の高い講座を受講する場合に、受講料の2割の補助を行う制度です。対象講座、給付額については制限があります。
	高等技能訓練促進事業［行政］	児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の父子・母子家庭の父親又は母親が介護福祉士、看護師、保育士等の資格取得を目指し、養成機関へ入学した場合、生活の負担軽減を図るための費用を補助します。
	母子家庭日常生活支援事業［行政］	ひとり親家庭（母子・父子家庭）及び寡婦の方が、本人の疾病等により一時的に日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用世帯の所得の水準により自己負担があります。

	事業名	事業内容・対象者・その他（利用料等）
子どもの教育を支援するサービス	私立幼稚園 就園奨励費 ［行政］	私立幼稚園（市外の園を含む）に通園している園児の保護者で市民税額が一定以下の方に利用料の助成を行っています。
	就学援助費 ［行政］	経済的な理由によって就学が困難な場合、市民税や固定資産税の減免を受けている場合、児童扶養手当の支給を受けている場合に小中学校の給食費や学用品等の援助を行っています。
	特別支援教育 就学奨励費 ［行政］	所得や世帯状況に応じて、小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の給食費や学用品等の援助を行っています。
その他のサービス	ファミリー サポート事業 ［社協］	子育て中の方の、託児や送迎、リフレッシュなどを必要とする方（依頼会員）を対象に、専門の講習を受けた協力会員が支援を行う事業です。 また子どもの発熱や、急な出張、保育園からの急な呼び出しなどには「緊急サポート」で、病気にかかった子どもや、宿泊を伴うお預かりにも対応しています。 利用料金は子ども１人１時間、ファミリーサポートは 600 円、緊急サポートは 800 円です。通常の実施時間以外の利用については料金の割り増しがあります。

地域福祉活動計画策定委員・事務局名簿

※掲載順不同・敬称は省略させていただきます。
※委員長は◎・副委員長は○で表記し、委員長についてのみ、当計画策定期間中に交代があった場合はその時期を記載しています。

■本所策定委員会

◎宮園　幸男	○桜井　洋子	臼井　久夫	矢花　彪二
小幡　光彦	加藤　光一	布山　則男	板花　正廣
青柳　政子	松嶋　隆徳	三枝　幸子	尻無浜博幸

■豊科支所策定委員会

◎臼井　久夫	○矢花　彪二	曽根原健司	有賀　裕司
増田　忠秋	丸山　孝子	髙木　次雄	伊藤　博文
花村　義弘	野村　光伸	矢口今朝雄	矢野　勤
海野　元秀			

■穂高支所策定委員会

◎加藤　光一	○小幡　光彦	深澤　一廣	望月　義章
平林　尚夫	仁科　清司	腰原　正己	相馬　寿安
藤田常三郎	今井　啓行	山崎　佳宏	

■三郷支所策定委員会

◎布山　則男	○桜井　洋子	山田　和雄	山田　文明
高橋　史郎	上条　肇	中西今朝光	矢花不二夫
大倉　隆雄	太田　雅之	宮坂　治	中村　芳朗
久保田弥生			

■堀金支所策定委員会

◎板花　正廣	○青柳　政子	浅川　泰通	横山　浩
竹村利津子	林　公也	山田　聡	平倉　重則
高橋　清美	山田　清二	松島　益子	松澤　務
青柳　和義	高橋　道明		

■明科支所策定委員会

◎宮園　幸男　　○松嶋　隆徳　　大石　昭明　　小山　康一
原　益子　　浅見　郁子　　平林　敦朗　　小林　榮一
内川　勝治　　小林　章男　　三沢　京子

■事務局

本所策定委員会

樋口　眞　　高井　康子　　平林　栄司　　黒木　昌一
山崎　廣子　　丸山優喜雄　　山﨑　昂　　山岸久美子
秦泉寺　孝

豊科支所策定委員会

平林　栄司　　等々力悦子　　山田　修

穂高支所策定委員会

黒木　昌一　　片桐　大輔　　森下　真義

三郷支所策定委員会

山崎　廣子　　野本　博　　中嶋　篤美

堀金支所策定委員会

丸山優喜雄　　稲越　幸男　　下里　朋子

明科支所策定委員会

山﨑　昂　　竹内　紀子　　北村　早希

安曇野市社会福祉協議会

第2期 地域福祉活動計画

つなぐ、つながる、つなぎあう市民参加の安心プラン

〒 399-8205　長野県安曇野市豊科 4160-1
TEL：0263-72-1871　FAX：0263-72-9130

平成 26 年 5 月発行

安曇野市社協本所・各支所の連絡先

本　　所	〒399-8205	安曇野市豊科4160-1	TEL:72-1871	FAX:72-9130
豊科支所	〒399-8205	安曇野市豊科4027-3	TEL:73-7143	FAX:73-7147
穂高支所	〒399-8303	安曇野市穂高5808-1	TEL:82-2940	FAX:82-9621
三郷支所	〒399-8101	安曇野市三郷明盛2198-1	TEL:77-8080	FAX:77-8081
堀金支所	〒399-8211	安曇野市堀金烏川2132-6	TEL:73-5288	FAX:73-5775
明科支所	〒399-7101	安曇野市明科東川手606-2	TEL:62-2429	FAX:62-5025